

2021年
(令和3年度)
定時総会資料

JUN. 12

2021

NPO法人やどかりサポート鹿児島

NPO法人やどかりサポート鹿児島

2021年度通常総会《資料》

総会式次第

1. 開会の辞
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 定足数確認
5. 議事録作成者及び署名人の選任
6. 議案審議
 - 第1号議案 2020年度事業報告の件
 - 第2号議案 2020年度決算報告書及び監査報告書承認の件
 - 第3号議案 2021年度事業計画書案承認の件
 - 第4号議案 2021年度予算書案承認の件
 - 第5号議案 資産の総額の確認に関する件
7. 閉会の辞

【その他報告事項】

～その他の資料～

- ① 理事、苦情・不服審査会審査委員、顧問
- ② 利用決定委員会委員
- ③ 会員名簿
- ④ 定款
- ⑤ 地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）利用規約
- ⑥ 旅費及び日当に関する規定
- ⑦ やどかり住まい安心システム「すまほっと」

日 時 2021年6月12日（土）午後1時～2時半

場 所 生活訓練室みずほ

（〒890-0056 鹿児島市下荒田 4-11-12 しのびビル下荒田）

| | |
|-------|------|
| 正会員総数 | 52 人 |
| 出席者 | 人 |
| 委任状 | 人 |

| |
|--------|
| 議長 |
| 議事録作成者 |
| 議事録署名者 |
| 議事録署名者 |

理事長挨拶

2021年6月
特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島
理事長 芝田 淳

コロナ災害が一年以上にわたって続く中であっても、会員のみならず、関係者のみならずにおかれては、日頃より、やどかりの事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

以下、連帯保証の提供に関する事業について、理事長の所見を述べさせていただきます。

2018年、「2017年度は、やどかりにとって、よい意味で激動の年でした」と述べました。

2019年、2018年度は「おおきな「うねり」の中にある一年でした」と述べました。

2020年、2019年度は「激動とうねりの中で引き続き「走り続けた」一年だった」と述べました

そして、今年、2020年度を振り返ってみると、コロナ災害という事態の中でも、「走り続ける中で、足元も行く先も見えてきた」…明確ではありませんが、そのように言える一年だったのではないかと思われます。

そもそも、やどかりが設立された2007年当時から、われわれは、われわれが行っている連帯保証を提供する事業について「この仕事は本来は公的なものである」と認識していました。もやいの稲葉さんの言葉をお借りして「いつか国にお返しする」と考えてきました。近年になって、国・地方公共団体等が「居住支援」に力を入れるようになり、やどかりの活動にも注目をいただき、様々な補助や助成をいただくようになりました。いよいよ「国にお返しする」時が来たかとも思われるのですが、時代が変遷する中で、支援ニーズに変化があり、これに伴って公と私の役割にも変化がありました。社会的孤立が深化し、単に公による社会保障を提供するだけでは足りず、孤立の解消・「つながり」の創出といった民間が担うべき地域福祉の課題が浮かび上がってきました。居住支援の場面でいうと、単に連帯保証を提供すればよいのではなく、同時に「つながり」を提供することが求められているわけです。「いつか国にお返しする」はずだった事業ですが、ただ単に「国にお返しする」だけでは不十分だと気づきました。ここ数年、やどかりは鹿児島県及び鹿児島県居住支援協議会と密に連携して事業を展開させていただいています。国の補助もいただいています。居住支援全国ネットワークや全国居住支援法人協議会に参加し全国の動きとも連動しつつ事業を進展させています。これからの居住支援は、公と民のハイブリッドで対応し、社会保障と地域福祉の双方が同一課題上でそれぞれの役割を果たす必要があります。もちろん居住支援もそうです。

国や地方公共団体と協働して居住の保障を提供するとともに、地域福祉の担い手と連携して「つながり」を提供する居住支援における地域のハブ機能を果たしていく。連帯保証の提供という事業をただ単に「国にお返しする」ではなく、やどかりが事業をとおして地域の中に溶け込んでいくことで「地域にお返しする」。

これが今後のやどかりのあり方に関する大きな方向性ではないかと考えています。

やどかりは2007年完全なるボランティア団体として設立されました。その後、助成金や補助金をいただくことで職員を雇用するようになりました。しかし、助成金・補助金頼りで財政は常に不安定であり、継続的な事業展開が図られていませんでした。その状況は現在も大きくは変わっていません。ただ、2020年度は、これまでの活動をとおして得た経験や知見を活かして、収益性のある事業を見出し、これに取り組み始めました。

ひとつにはサブリース事業です。やどかり自身がサブリースを行うのではなく、やどかり理事長である私が代表である合同会社 TSUNAGARU が大家から賃貸物件を借り上げ、やどかりの利用者の方々に転貸をしています。2021年3月31日時点で17件の物件について、こうしたサブリース事業を行っています。(なお、サブリース事業は当然ながらリスクもある事業であるため、やどかりでは実施せず、別法人で実施しました。2020年度の収支は赤字です。ただし、この状態はやどかりの理事長である私がやどかりの利用者を、やどかりとは別の個人の事業に誘引し利益を上げているといった誤解を与えかねない状態であることは重々承知しています。今後、数年以内に(できれば2022年)、合同会社 TSUNAGARU の会計については、やどかり会員のみならずにも公開するようにいたします。)

もうひとつは死後事務に関する事業です。やどかりでは平成30年度から3年間にわたり、鹿児島県居住支援協議会の住宅セーフティネットWGの運営を委託されていますが、同WGではずっと死後事務のあり方について検討を行ってきました。そうした知見の集積により、死後事務に関する事業を実施する体制が整いつつあります。「地域ふくし連帯保証」と同様に、地域福祉の担い手と協働し、かつ、当事者どうしが互いに支えあい・助けあい、なかまの最後にあつては見送りあい・弔いあい関係性を基盤に、死後事務に関する事業を行いたいと考えています。

不動産市場から福祉的支援まで分野を横断して「横ぐし」を刺す居住支援という幅広いフィールドの中で、「つながり」を創出するというやどかりの「価値」を事業化していく。そのことにより、国や地方公共団体との協働を前提としつつも、経済的な自立を果たす。

これが、やどかりの今後の経営方針なのではないかと考えています。

次ページに、昨年度の総会資料にも掲載した、今後のやどかりの活動や方向性を示した概念図を掲げておきます。

地域ふくし連帯保証とやどかりライフの2つがやどかりの基幹事業であることに、変わりはありません。やどかりライフ、すなわち「互助する暮らし方」の提案は、サブリース事業や死後事務に関する事業とも深く関連してきます。

発信の強化については、残念ながら全く進んでいません。事務のシステム化については、2021年度に入って、やっと着手しました。収益事業については、上記のとおり、サブリース事業を開始しています。付帯事業については、死後事務に関する事業の事業化を検討しています。

以上のように、思うように進んでいない面も多々ありますが、着実に地歩を固めつつあるかと思えます。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

【やどかりサポート鹿児島 これからの5年間】

| やどかりサポート鹿児島 これからの5年間 | | 2019.8.23 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 【財務】 ・2022年度までは、助成金・補助金を中心に運営する ・2023年度からは、助成金・補助金がなくても運営できるようにする | | |
| 【会員・寄付】 ・2020年度に「認定NPOプロジェクトチーム」を置き、2024年度までに、認定NPOとなることを目指す。 ・2020年度に「遺贈促進プロジェクトチーム」を置き、多数のNPOと協働して、パンフレットの作成、HPの作成等、遺贈の勧誘を行う | | |
| 【人材】 ・日本が一番の「居住支援人材」の育成を目指す ・居住支援全国ネットワークや全国居住支援法人協議会と連携して人材育成に取り組む | | |
| 鹿児島市 | 鹿児島市以外 | |
| 【事業】 地域ふくし連帯保証の推進 | | |
| やどかりライフの事業化 やどかりの提供できるサービスは「連帯保証」 やどかりの特技は「互助」や「支えあい」のコーディネート 不動産・障害者福祉・介護等との連携により「非営利」「非商品」を事業化 | 「支援者」を増やす 支援者と「協定」を締結する 2019年度目標 5団体 2020年度目標 10団体 2024年度目標 50団体 公営住宅と「協定」を締結する 2019年度目標 1団体 2020年度目標 5団体 2024年度目標 全市町村 「地域完結」モデルを構築する 2021年度目標 2団体 2022年度目標 10団体 2024年度目標 全市町村 | |

【やどかりの「足腰」を鍛える】

| 発信・寄付 | 事務・システム | 収益事業 | 附帯業務 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> インターネット・SNSの時代にふさわしい発信力 情報発信をどんどんできる体制づくり 情報共有レベル（事務局・理事・会員・地域・全国）を常に意識 寄付の増強 会員の増強 常に「ツール」をもつ 常に「発信」する 認定NPOを目指す 「遺贈プロジェクト」と推進する | <ul style="list-style-type: none"> 地域ふくし連帯保証に関する事務システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 相談日誌 月1面談管理 利用料管理 いつでも統計が出せる 支援者との情報共有 利用申込書・支援計画書のIT化 利用申込・支援計画のオンライン化 ゆくゆくは、鹿児島島のすべての居住支援法人が使えるものに | <p>資本がない →資本と提携する</p> <ul style="list-style-type: none"> サブリース <ul style="list-style-type: none"> とりあえずなんでもやってみる。やらないと一連の流れが分からない。 10件程度やってみて、やどかり・不動産業者TSUNAGARUの役割を整理（別紙） 不動産証券化 <ul style="list-style-type: none"> 下荒田・荒田等利便性の高い場所に1棟購入してもらう やどかりの役割と収益について相談 一戸ごとの収益物件 <ul style="list-style-type: none"> 300万円程度のワンルームマンションを購入してもらってサブリースで借り上げる 「あんしん住宅」 <ul style="list-style-type: none"> 「生活支援費」の徴収 介護との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 金銭管理 <ul style="list-style-type: none"> やどかりでやるか？司法書士事務所と連携してやるか？ 報酬は？ 収益が見込めるか？ 停止条件付委任契約・贈与契約 <ul style="list-style-type: none"> 今後のリスク管理のために、特に公営住宅については必須 死因贈与・死後事務委任契約 <ul style="list-style-type: none"> 今後のリスク管理のために、特に公営住宅については必須 「共生」において、死後事務をやっていると50万円優遇される つながるで互助を基調に5万円円で委任している これを進めていくか？ 収益が見込めるか？ |
| 互助・支えあい助けあいを基調に | | | |

2020年度事業報告書

自2020年4月1日至2021年3月31日

1. 事業実施の概要

(1) 特定非営利活動に係る事業のうち、住まい確保に関する支援事業

【地域ふくし連携型連帯保証提供事業(地域ふくし連帯保証)】

■2021年3月末現在の利用者数について

2021年3月末現在、利用総数は276名である。内訳は、精神障がい者107名、知的障がい者28名、身体障がい者25名、元ホームレス生活者54名、DV被害者2名、刑余者5名、高齢者38名、生活困窮者16名、ひとり親、子育て世帯1名で、平均年齢は60.14歳(前年58.00歳)であった。

地域別では、鹿児島市218名、阿久根市1名、姶良市1名、奄美市5名、出水市2名、指宿市2名、大島郡1名、霧島市5名、薩摩川内市5名、肝属郡1名、志布志市4名、鹿屋市4名、垂水市3名、南さつま市4名、南九州市3名、日置市8名、曾於市1名、曾於郡1名、枕崎市1名、薩摩郡4名、熊毛郡中種子町2名となっている。

(利用者種別：かつこは前年度の統計)

| | 精神障がい者 | 知的障がい者 | 身体障がい者 | DV被害者 | ホームレス生活者 | 刑余者 |
|-----------------|-------------|------------|------------|----------|------------|----------|
| 2021年3月末現在の利用者数 | 107 (92) | 28 (23) | 25 (18) | 2 (3) | 54 (48) | 5 (5) |

| 高齢者 | 生活困窮者 | 児童養護施設退所者 | ひとり親、子育て世帯 | 合計 | 増加数 |
|------------|-----------|-----------|------------|--------------|-----|
| 38 (15) | 16 (7) | 0 (1) | 1 (0) | 276 (212) | 64 |

(利用者居住地別：かつこは前年)

| | | | |
|-------|-----------|------|-------|
| 鹿児島市 | 218 (166) | 南九州市 | 3 (3) |
| 薩摩川内市 | 5 (4) | 薩摩郡 | 4 (6) |
| 霧島市 | 5 (5) | 大島郡 | 1 (1) |
| 志布志市 | 4 (4) | 肝属郡 | 1 (1) |
| 鹿屋市 | 4 (3) | 指宿市 | 2 (2) |

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 阿久根市 | 1 (1) | 伊佐市 | 0 (0) |
| 日置市 | 8 (8) | 曾於市 | 1 (1) |
| 枕崎市 | 1 (1) | 曾於郡 | 1 (1) |
| 南さつま市 | 4 (3) | 熊毛郡中種子町 | 2 (1) |
| 奄美市 | 5 (1) | 始良市 | 1 (0) |
| 出水市 | 2 (0) | 垂水市 | 3 (0) |

(利用者年代別) ※2021年3月末現在

| (年齢) | (利用者数) |
|----------|--------|
| 20歳未満 | 0 |
| 20-30歳未満 | 7 |
| 30-40歳未満 | 11 |
| 40-50歳未満 | 37 |
| 50-60歳未満 | 72 |
| 60-70歳未満 | 77 |
| 70-80歳未満 | 54 |
| 80-90歳未満 | 18 |
| 90歳以上 | 0 |
| 合計 | 276 |

【平均年齢】 60.14歳

■2007年設立から2021年3月末現在までの利用者累積数について

2007年設立から2021年3月末現在まで、利用者累積数は468名である。内訳は、精神障がい者183名、知的障がい者37名、身体障がい者42名、DV被害者7名、元ホームレス生活者116名、刑余者11名、高齢者43名、生活困窮者18名、児童養護施設退所者1名、ひとり親・子育て世帯2名、その他8名であった。

(利用者種別)

| | 精神障がい者 | 知的障がい者 | 身体障がい者 | DV被害者 | ホームレス生活者 | 刑余者 |
|----------------------------|--------|--------|--------|-------|----------|-----|
| 2007年設立から2021年3月末現在の利用者累積数 | 183 | 37 | 42 | 7 | 116 | 11 |

| 高齢者 | 生活困窮者 | 児童養護施設退所者 | ひとり親、子育て世帯 | その他 | 合計 |
|-----|-------|-----------|------------|-----|-----|
| 43 | 18 | 1 | 2 | 8 | 468 |

【利用者の入居を支援する事業】

2020年度は、公営住宅における法人保証について、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、垂水市それぞれの地方自治体と、また、民間団体においては鹿屋市社会福祉協議会と協定を締結した。さらに、『やどかり住まい安心システム「すまほっと」(賃貸借契約の解除に関する停止条件付委任契約及び停止条件付贈与契約、死後の賃貸借契約の解除に関する委任契約及び死因贈与契約)』(～その他の資料～⑦やどかり住まい安心システム「すまほっと」参照)を導入し、死亡や失踪時の賃貸借契約の解除、残置物の処分についての対応を明確にし、入居者・不動産事業者・連帯保証人が安心して住める、貸せる取組みをはじめた。

【利用者の社会生活を支援する事業】

利用者の入居後の生活管理や健康管理、就労等について、支援者や医療・福祉関係機関、行政等と連携して生活支援につなげた。また、水道光熱費などの滞納や失踪、死亡による事後対応を専門相談員や支援者、不動産事業者、行政等と連携して行った。さらに、「やどかりライフ」という互助する暮らし方を提案し、『当事者主体の居住支援』、つまり利用者同士や利用者以外の当事者が互いに「つながり」あい、支えあい、助けあうことで、社会における「つながり」と「役割」を持って、豊かで安定した生活が送れるような支援を促進した。

(2) 特定非営利活動に係る事業のうち、相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

【指定相談支援事業】

一般相談については、障がいのある方々を対象に、地域生活へ移行するための地域移行支援および地域で自立した生活を送るための自立生活援助に関する相談を受けた。特定相談については、障害福祉サービスを受けている利用者からの相談を受けた。

(3) 特定非営利活動に係る事業のうち、社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

【普及啓発事業】

不動産オーナーの方々に対し、地域ふくし連帯保証への理解・協力を得るために講演活動を行った。また、地域福祉の担い手と連携するための「地域ふくし連帯保証に関する協定」の普及活動を行った。2021年3月末現在までに、鹿屋市社会福祉協議会、垂水市と協定を締結した。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業のうち、住まい確保に関する支援事業

(ア)

事業名：地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）

事業内容：低廉な利用料で、利用者の住居の賃貸借契約の連帯保証人となるもしくは連帯保証人を提供する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：4名

対象者：延べ468名

(イ)

事業名：利用者の賃貸住宅への入居を支援する事業

事業内容：利用者が賃貸住宅に入居することを支援するため、情報を提供するなど、スムーズな住まい確保に至るよう相談支援を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：4名

（随時対応）

(ウ)

事業名：利用者の社会生活を支援する事業

事業内容：利用者が賃貸住宅に入居した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう援助を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：4名

（随時対応）

(エ)

事業名：利用者相互の交流事業

事業内容：利用者が賃貸住宅に入居した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう利用者相互の交流を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：3名

対象者：29名

(2) 特定非営利活動に係る事業のうち、相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

(ア)

事業名：相談支援事業（指定特定相談支援事業）

事業内容：障害・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対し、障害福祉サービス事業のうち、相談支援を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：651名

(イ)

事業名：相談支援事業（一般相談支援における地域移行、地域定着支援事業）

事業内容：障害者総合法に基づき、1年以上の長期に渡る入院・入所者を地域へ移行させる事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：31名

(ウ)

事業名：障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業

事業内容：居宅において単身等で生活する障害のあるものに対し、定期的な巡回訪問または随時相談など自立生活を送るために必要な援助を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：4名

(3) 特定非営利活動に係る事業のうち、社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

事業名：普及啓発事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、ホームページ開設や会員へ

の研修, 講演会事業, 特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るための市民に対する啓発事業, 社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携会議等を実施する事業

実施場所: 鹿児島県内

実施時期: 通年継続

従事人数: 7名

対象者: 14名

(4) その他の事業

事業名: 物品の販売や出版・福祉に関する研究事業

事業内容: 特定非営利活動にかかる事業の充実を図るための物品販売や出版・福祉に関する研究事業を行う

実施場所: 鹿児島県内

実施時期: 通年継続

従事人数: 0名

対象者: 0名

<事業報告に関する資料 その1>

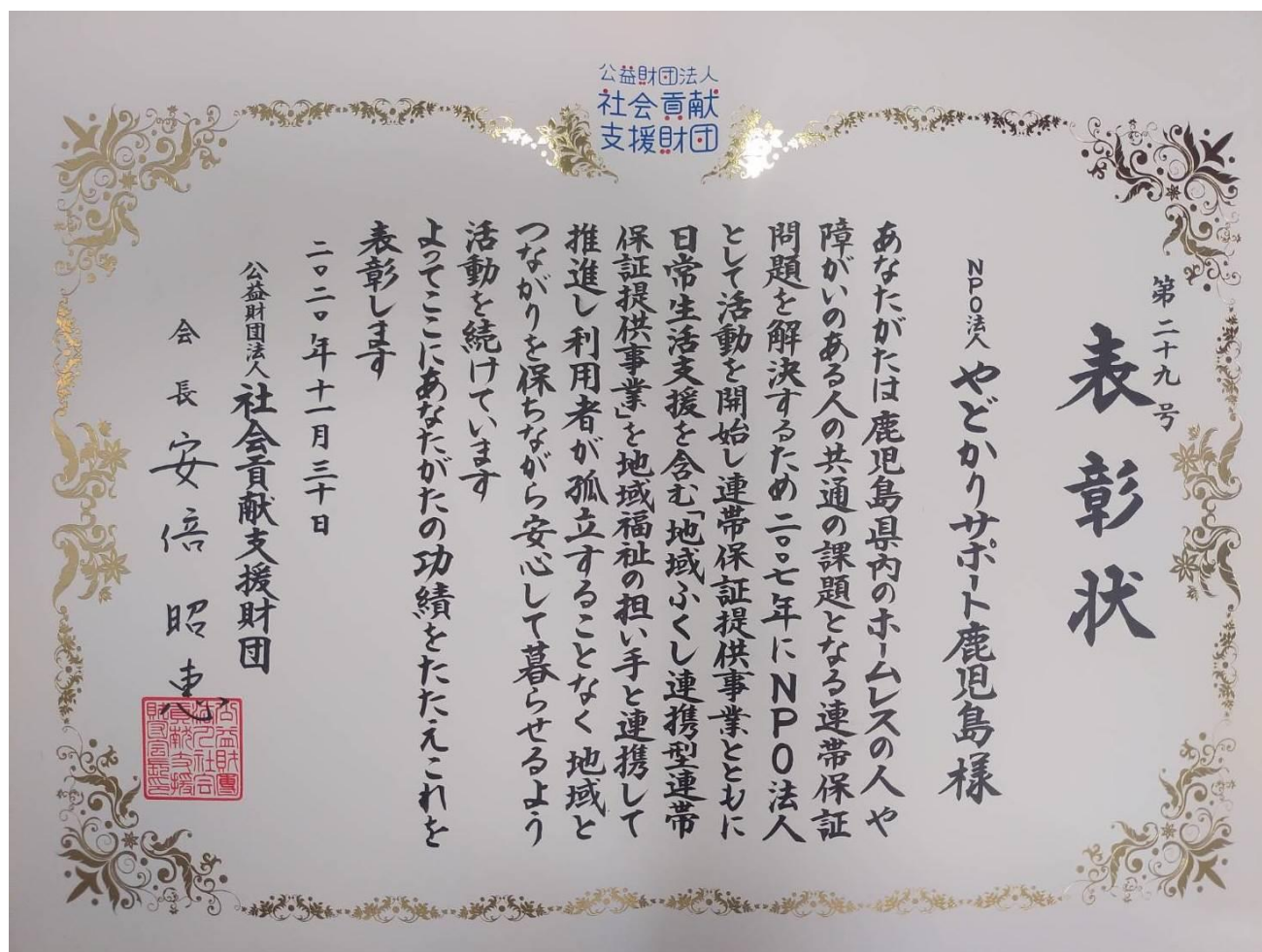
● 2020年度 NPO 法人やどかりサポート鹿児島 の保証事故一覧と返済状況について

| 件数 | 日付 | No. | 内容 | 保証額 | 備考 | 理由 | 返済状況 |
|-----------------------------|------------|---------|------------------------------------|-------------|----|--------------------|----------------|
| 1 | 2020/4/10 | No. 378 | 水道料金未納 (2020/3月、4月分) | ¥ 4,000 | 振込 | 水道料金の手続きを行わない | 現在返済中 |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 440 | | | 現在返済中 |
| | | | 水道料金未納分振込手数料差額分 (2020/1月、2月分手数料差額) | ¥ 110 | | | 現在返済中 |
| 2 | 2020/4/30 | No. 287 | 水道料金未納 (2020/4月分) | ¥ 2,400 | 振込 | | 完済 |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 110 | | | 完済 |
| 3 | 2020/5/14 | No. 378 | 水道料金未納 (2020/5月分) | ¥ 2,000 | 振込 | 水道料金の手続きを行わない | |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 440 | | | |
| 4 | 2020/5/20 | No. 287 | 水道料金未納 (2020/5月分) | ¥ 2,400 | 振込 | | 完済 |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 110 | | | 完済 |
| 5 | 2020/6/15 | No. 378 | 水道料金未納 (2020/6月分) | ¥ 2,000 | 振込 | 水道料金の手続きを行わない | |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 440 | | | |
| 6 | 2020/7/17 | No. 329 | 原状回復費・解約予告違反等 | ¥ 264,718 | 振込 | 秋田へ転居後 支払いに応じない | |
| | | | 原状回復費・解約予告違反等振込手数料 | ¥ 660 | | | |
| 7 | 2020/7/27 | No. 378 | 水道料金未納 (2020/7月分) | ¥ 2,000 | 振込 | 水道料金の手続きを行わない | |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 440 | | | |
| 8 | 2020/8/13 | No. 149 | 原状回復費 | ¥ 89,590 | 振込 | | 完済 |
| | | | 原状回復費振込手数料 | ¥ 660 | | | 完済 |
| 9 | 2020/10/12 | No. 378 | 水道料金未納 (2020/8・9・10月分) | ¥ 6,000 | 振込 | 水道料金の手続きを行わない | |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 440 | | | |
| 10 | 2020/11/12 | No. 378 | 水道料金未納 (2020/11月分) | ¥ 2,000 | 振込 | 水道料金の手続きを行わない | |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 440 | | | |
| 11 | 2020/12/1 | No. 408 | 原状回復費 | ¥ 155,090 | 振込 | 福島へ就職後 消息不明 | |
| | | | 原状回復費振込手数料 | ¥ 660 | | | |
| 12 | 2020/12/7 | No. 378 | 水道料金未納 (2020/12月分) | ¥ 2,000 | 振込 | 水道料金の手続きを行わない | |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 440 | | | |
| 13 | 2021/1/5 | No. 378 | 水道料金未納 (2021/1月分) | ¥ 2,000 | 振込 | 水道料金の手続きを行わない | |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 440 | | | |
| 14 | 2021/1/7 | No. 381 | 原状回復費 | ¥ 20,170 | 振込 | 逮捕・服役 | |
| | | | 水道料金 | ¥ 2,868 | 振込 | | |
| | | | 振込手数料 | ¥ 110 | | | |
| 15 | 2021/3/8 | No. 73 | 残置物撤去費 | ¥ 38,500 | 現金 | 逮捕・服役 | |
| 16 | 2021/3/10 | No. 367 | 不用品の処分・居室清掃 | ¥ 62,584 | 振込 | 死亡 | 死亡により 返済はなし |
| | | | 不用品の処分・居室清掃振込手数料 | ¥ 330 | | | |
| | | | 畳表替え (※35,606円は現金支払い有) | ¥ 36,994 | 振込 | | |
| | | | 畳表替え振込手数料 | ¥ 660 | | | |
| | | | ふすま等張替え | ¥ 60,000 | 振込 | | |
| | | | ふすま等張替え振込手数料 | ¥ 330 | | | |
| 敷金分清算 | ¥ -57,300 | | | | | | |
| 17 | 2021/3/11 | No. 378 | 水道料金未納 (2020/2・3月分) | ¥ 4,000 | 振込 | 水道料金の手続きを行わない | |
| | | | 水道料金未納分振込手数料 | ¥ 440 | | | |
| 合計 (2020年度保証事故費) | | | | ¥ 711,714 | | | |
| 累計 (2007年設立～2020年度までの保証事故費) | | | | ¥ 5,814,947 | | | |

〈事業報告に関する資料 その2〉

●公益財団法人社会貢献支援財団より社会貢献者として、表彰を受けました。

2007年からの当法人の活動を評価いただき、上記の表彰を受けることが出来ました。新型コロナウイルス感染が拡大していた時期と重なり、残念ながら帝国ホテル東京にて開催された、社会貢献者表彰式には出席できませんでしたが、このような賞をいただくことができましたのは、当法人にとって非常に喜ばしいことです。我々の活動に誇りを持ってこれからも活動を続けていこうと、改めて奮起する機会となりました。



次頁に、公益財団法人社会貢献支援財団ホームページにおける当法人紹介の頁を掲載いたします。

公益財団法人社会貢献支援財団

[財団について](#)[表彰について](#)[推薦について](#)[受賞者について](#)[会長訪問記](#)[ホーム](#) [トップページ](#) > [年度別受賞者](#) > [第55回](#)

受賞者紹介

公益財団法人
社会貢献

第55回 社会貢献者表彰

えぬびーおーほうじん やどかりさぼーとがごしま

NPO法人 やどかりサポート鹿児島

(鹿児島県)



理事長 芝田 淳

障害・生活困窮・高齢・DV被害・ひとり親・児童養護施設等の退所者等、様々な事情で連帯保証人を立てられず賃貸住宅に入居ができない人々に対して、「地域ふくし連帯保証」という、医療・福祉といった支援機関と連携して、包括的にサポートする活動を行うNPO団体として2007年に設立。社会的に孤立しがちな人に、社会的なつながり、参加、役割をもっていくいきと生活できるよう支援する事業を行っている。利用者は精神・知的・身体障がい者・元ホームレス生活者・刑余者やDV被害者等幅広く、これまでに利用した人数は370名を超え、地域生活の実現を支援してきた。

これまで入院だけが選択肢だった精神障害者も、支援者のサポートにより自立が可能となり、鹿児島県の精神科医療の進展にも寄与している。提供すべきは、連帯保証だけではなく「つながり」であり、社会的な孤立を防ぐことを第一の目的に、包括的なサポートを行っている。

推薦者：NPO法人 ワンファミリー仙台

この度は第55回社会貢献者表彰式に出席できず申し訳ありませんでした。

コロナウィルスによる影響が日本各地で拡大している今、その影響は鹿児島でも顕著に表れております。

一日でも早くこの事態が終息することを願ってやみません。

さて、今回は、我々が住宅確保要配慮者に対して連帯保証を行っている事業を高く評価いただき誠にありがとうございます。会員・職員ともにみな受賞を大変喜んでおります。

2007年より、身寄りのない方、ホームレス、障がい者、刑余者など、連帯保証人が確保できないがために住居の確保に困っている方の連帯保証人となり、だれもが普通に社会参加できる地域を目指して進んでまいりました。このように住居に困っている方は年々増えており、今年は4月から10月までの間ですでに200件以上の相談を受けております。

13年間の活動を通して、周囲の方々の理解を得ることの大変さもありましたが、何よりも私たちにあって衝撃的だったのは、当事者の方はただ住居を得るだけで満足した生活が送れるわけではないということでした。

ホームレスだった方を連帯保証し、住居確保のお手伝いをしたことがありました。数か月後、その方と話すと、「ホームレスをしていた時の方が寂しくなかった」と言われたのです。暑さ寒さをしのぐ部屋と食べることに困らないだけで、人は安心して生活できるわけではなかったのです。

当事者が安心して暮らすためには、部屋があるだけでなく、ひとりきりにならないことが重要です。私たちは、当事者の方をひとりきりにしないために、支援者の方に見守りをお願いしています。支援者というと、何か特別なことをしなくてはいけないように思いますが、私たちが支援者に求めているのは、「何か困ったことはない?」「ちゃんと食べてる?」など、身近な頼れる隣人として、家族や友人のようにコミュニケーションを取ることです。

支援者と連携を取り、当事者が必要とするサポートを提供することが、今後も我々の使命だと思っております。さらに、この活動を鹿児島県全体に広めようと、行政や社会福祉法人などとの連携も増やしています。

今後も、身寄りがなく住居の確保に困る方はどんどん増えていくものと思われまます。我々はこれからも、そういった方々に寄り添った支援を続けてまいります。

この度は我々の活動を評価いただき、誠にありがとうございました。

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島
理事長 芝田 淳

『第55回社会貢献者表彰』公益財団法人社会貢献支援財団 HP より
(https://www.fesco.or.jp/winner/2020_55/winner.php?wid=12565)

2020年度 「共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業」 活動報告書

2020年5月28日から2021年1月31日にかけて、国庫補助を受け「共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業」を実施しました。

■鹿児島県における現状の課題について

① 住宅確保要配慮者の増加

鹿児島県は、単身高齢者世帯の割合が全国2位です。また、精神科病院長期入院者も多く、鹿児島県は地域移行に力を入れています。県内の外国人はここ5年で約1.5倍に増えています。以上のように、住宅確保要配慮者は増加していますし、コロナ災害もあって、今後もさらなる増加が見込まれます。

② 公営住宅における保証提供の需要の高まり

単身高齢者世帯の増加等、前項に示したような状況の広まりにより、公営住宅入居の際に連帯保証人を確保できない事例が増加しています。令和2年4月の民法改正にあわせて、各自治体が公営住宅における保証のあり方について見直しを行い、これに伴って、居住支援法人に対する期待も高まっています。

③ 居住支援を行う団体・機関の不足

こうした状況に対して、居住支援を行う団体や機関は不足しています。居住支援法人は当法人を含めて3法人にすぎません。居住支援協議会は県に設置されているものとくのしま居住支援協議会のみです。

■鹿児島県の課題に対するやどかりの取り組み内容

① 居住支援の普及啓発に向けた地域のコーディネート

やどかりは、一居住支援法人として、入居前の支援、連帯保証の提供及び入居後の地域生活支援といった個別具体的な支援を行うだけでなく、居住支援法人として、県全体における居住支援の普及啓発のために、地域全体をコーディネートする役割を担うべきであると考えています。そのために、次に示す「地域ふくし連帯保証」「やどかりライフ」の2つの基幹事業を展開しています。

② 「地域ふくし連帯保証」の推進

「地域ふくし連帯保証」は、やどかりが単独で行うものではなく、地域福祉の担い手の方々に「支援者」となってもらい、連帯保証を提供するとともに、入居支援を実施するものです。そのため、入居支援や連帯保証の提供が必要になる事例に対応するたびに、地域の方々を居住支援に巻き込んでいくことができます。そして、個々の事例の積み重ねの中で、地域の居住支援ネットワークが構成されていきます。

③ 「互助する暮らし方」である「やどかりライフ」と「当事者主体の居住支援」の実現

「地域ふくし連帯保証」を利用する方々に、新たな生活のスタートにあたって「互助する暮らし方」を提案するのが「やどかりライフ」です。「互助する暮らし方」を始めた方々自身が、相互に見守りあい、支えあい助けあう活動を開始し、当法人のコーディネートのもと、「当事者主体の居住支援」を展開します。こうした地域共生社会にふさわしい居住支援のあり方を目指しています。

④ 鹿児島県居住支援協議会や他の居住支援法人との連携

個別の相談、居住支援の普及啓発のための事業等、あらゆる局面で鹿児島県居住支援協議会と連携しています。今年度は、特に、市町村における居住支援協議会の設置に向けての取組みについても、県全体の居住支援をコーディネートする居住支援法人として連携を図って取り組んでいく考えです。

また、県内には当時2つしかなかった居住支援法人が連携して、2020年5月2日より「コロナ被災者居住支援事業」を開始しました。

1. 「地域ふくし連帯保証」における入居前の支援

① 実施概要

「支援者」とともに、利用者の入居に向けた支援を行いました。具体的には、物件探し、契約の補助、入居後の安定した生活のための「支援計画」の立案等を行いました。「支援者」がいない利用者からの相談については、やどかりが「支援者」を紹介したり、いっしょに「支援者」をさがしたりして、「地域ふくし連帯保証」を利用して連帯保証が提供できるよう、コーディネートを行いました。さらに、困難事例については、司法書士・社会福祉士等の専門家がアウトリーチを行いました。

② 結果

40名の入居先を確保することができました。

2. 「地域ふくし連帯保証」における入居後の支援

① 実施概要

「地域ふくし連帯保証」における入居後の居住支援は、原則として「支援者」が行いますが、やどか

りも支援の内容についてスーパーバイズしたり、場合によっては直接支援を行ったりしました。また、近隣とのトラブル、退去、死亡等連帯保証人として対応が必要なケースにおいては、当然のことながら、連帯保証人として対応を行いました。さらに困難事例については、司法書士・社会福祉士等の専門家がアウトリーチを行いました。

② 結果

56 件の入居後アウトリーチを行いました。

3. 全国居住支援法人協議会等が開催するセミナー・勉強会等への参加

(「地域の居住支援ネットワーク形成を目的としたセミナー・勉強会等の開催・参加」に該当するとして実施)

① 実施概要

全国居住支援法人協議会が開催する、居住支援法人向けのセミナー・勉強会に職員が参加しました。

② 結果

2021年1月29日にオンラインにて行われた、2020年度居住支援法人研修会に職員3名が参加しました。

4. 居住支援セミナー「地域ふくし連帯保証において求められる支援体制」の開催

① 実施概要

2020年11月28日にオンラインにて開催しました。地域ふくし連帯保証を提供するにあたり、やどかりにとって「支援者」は欠かせない存在です。やどかり開設当初から重点を置いている「支援者」とはどういうものか、改めて考える機会を設けました。

② 結果

鹿児島県居住支援協議会をはじめ、司法書士、社会福祉法人、不動産事業者、福祉事務所等より14名の方と「支援者」について様々な議論を交わしました。

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進
(令和年度 国土交通省補助事業)

居住支援セミナー 地域ふくし連帯保証において求められる支援体制

200年の設立以来、やどかりは「支援者」と居住支援を実践してきました。
2019年に始まった「新たな住宅セーフティネット制度」の中で、やどかりの役割はますます大きくなり、活動に対する理解も広がってきています。
「連帯保証」としての事業名も、地域との連携を再確認する意味で「地域ふくし連帯保証」へと改称しました。
やどかりは、いま、鹿児島県のすべての地域で「住宅確保に支援を要する方々」へ「地域ふくし連帯保証」を提供したいと本気で考えています。
いまこそ原点に戻って、やどかりの目指す支援を見つめなおしたいと思います。

日 時 / 2020年 11月28日 (土) 13:00~16:00
定 員 / 30名 (先着順)

※本セミナーは、オンラインツールの前による開催となります。(参加費無料)
パソコン等の端末機器の準備をお願いいたします。
通信量が大きくなる環境を推奨しています。
(参加用アドレスは後日連絡いたします)

【セミナー内容】
第一部 13:00~13:30
講演① 「地域ふくし連帯保証」でつくる・つなげる地域
やどかりサポート鹿児島 理事長 芝田 淳
13:30~13:50
講演② やどかりはなぜ「支援者」を必要とするのか
やどかりサポート鹿児島 理事 鶴田 啓洋
第二部 14:00~16:00
グループセッション (グループ5名に分かれてセッションを行います)
◆やどかりサポートにとって「支援者」はなくてはならない存在です。
ご参加の皆様と「支援者」の役割や居住支援における「支援の担い手」
どう繋がるか等について意見交換を行います。

【参加のお申し込み】
info@npq-yadokari.jpまでメールにてお願いいたします。

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島
(居住支援法人鹿児島県知事指定第1号)
TEL 099-800-4842 担当/内屋 (うちや)
Mail/info@npqyadokari.jp

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
(鹿児島県居住支援協議会委託事業)

2020年度 鹿児島あんしん居住サポート事業 活動報告書

1. 居住支援に関する相談窓口

鹿児島県居住支援協議会からの委託を受けて、2020年4月27日から2021年2月28日の間、月～金曜日の週5回、居住支援の相談窓口を設置し、居住支援に関する相談を担いました。期間中の相談実績については以下の通りです。

【相談実績 2020年4月27日～2021年2月28日(鹿児島あんしん居住サポート事業期間)】

| | | 4/27～4/30 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 合計 |
|-----|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 相談日数 | 2 | 30 | 30 | 31 | 31 | 30 | 22 | 19 | 23 | 19 | 18 | 255 |
| | 相談総件数 | 3 | 25 | 30 | 32 | 31 | 30 | 35 | 27 | 18 | 26 | 22 | 279 |
| | 相談件数(新規) | 3 | 23 | 29 | 30 | 26 | 22 | 32 | 25 | 15 | 25 | 22 | 252 |
| | 相談件数(継続) | 0 | 2 | 1 | 2 | 5 | 8 | 3 | 2 | 3 | 1 | 0 | 27 |
| | (内、フリーダイヤル着信) | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| | (内、コロナ感染症関連) | | 2 | 4 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | 0 | 21 |
| 性別 | 男性 | 1 | 17 | 22 | 15 | 17 | 22 | 18 | 18 | 9 | 13 | 12 | 164 |
| | 女性 | 2 | 5 | 5 | 15 | 9 | 8 | 14 | 7 | 7 | 11 | 7 | 90 |
| | 不明 | 0 | 3 | 3 | 2 | 5 | 0 | 3 | 0 | 2 | 2 | 3 | 23 |
| 連絡者 | 賃借人 | 2 | 12 | 13 | 16 | 15 | 14 | 15 | 10 | 7 | 10 | 7 | 121 |
| | 代理人 | 1 | 9 | 16 | 8 | 13 | 13 | 13 | 12 | 7 | 13 | 9 | 114 |
| | 行政 | 0 | 3 | 1 | 6 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 22 |
| | 不動産 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 | 2 | 1 | 1 | 2 | 15 |
| | 賃貸人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 7 |
| 受付 | 電話 | 3 | 24 | 30 | 30 | 26 | 28 | 35 | 26 | 18 | 26 | 22 | 268 |
| | 来所相談 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | FAX | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 訪問 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | メール | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 結果 | 住宅確保 | 3 | 2 | 8 | 7 | 11 | 6 | 9 | 8 | 6 | 5 | 6 | 71 |
| | (内、やどかり利用) | 3 | 2 | 7 | 7 | 11 | 6 | 9 | 8 | 6 | 5 | 6 | 70 |
| | (内、公営住宅) | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 5 | 2 | 1 | 1 | 19 |

2020 年度全体の相談実績及び相談結果分析についても参考までに掲載いたします。

【相談実績 2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日(2020 年度全体)】

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 相談日数 | 13 | 30 | 30 | 31 | 31 | 30 | 22 | 19 | 23 | 19 | 18 | 23 | 289 |
| | 相談総件数 | 27 | 25 | 30 | 32 | 31 | 30 | 35 | 27 | 18 | 26 | 22 | 34 | 337 |
| | 相談件数(新規) | 22 | 23 | 29 | 30 | 26 | 22 | 32 | 25 | 15 | 25 | 22 | 31 | 302 |
| | 相談件数(継続) | 5 | 2 | 1 | 2 | 5 | 8 | 3 | 2 | 3 | 1 | 0 | 3 | 35 |
| | (内、フリーダイヤル着信) | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| (内、コロナ感染症関連) | 0 | 2 | 4 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 21 | |
| 性別 | 男性 | 24 | 17 | 22 | 15 | 17 | 22 | 18 | 18 | 9 | 13 | 12 | 15 | 202 |
| | 女性 | 3 | 5 | 5 | 15 | 9 | 8 | 14 | 7 | 7 | 11 | 7 | 14 | 105 |
| | 不明 | 0 | 3 | 3 | 2 | 5 | 0 | 3 | 0 | 2 | 2 | 3 | 5 | 28 |
| 連絡者 | 賃借人 | 13 | 12 | 13 | 16 | 15 | 14 | 15 | 10 | 7 | 10 | 7 | 18 | 150 |
| | 代理人 | 12 | 9 | 16 | 8 | 13 | 13 | 13 | 12 | 7 | 13 | 9 | 13 | 138 |
| | 行政 | 0 | 3 | 1 | 6 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 23 |
| | 不動産 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 17 |
| | 賃貸人 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 7 |
| 受付 | 電話 | 26 | 24 | 30 | 30 | 26 | 28 | 35 | 26 | 18 | 26 | 22 | 33 | 324 |
| | 来所相談 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 |
| | FAX | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 訪問 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | メール | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 結果 | 住宅確保 | 6 | 2 | 8 | 7 | 11 | 6 | 9 | 8 | 6 | 5 | 6 | 9 | 83 |
| | (内、やどかり利用) | 6 | 2 | 7 | 7 | 11 | 6 | 9 | 8 | 6 | 5 | 6 | 9 | 82 |
| | (内、公営住宅) | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 5 | 2 | 1 | 1 | 4 | 23 |

【2020 年度 やどかり相談結果分析表】

| | 合計 | 分析結果 |
|-----------------------|--------------|-------------|
| 新規相談件数 | 302 件 | |
| └ 内、連帯保証問題 | 264 件 | 87 % |
| └└ 内、複合的課題により利用に至らず | 42 件 | 16 % |
| └└ 内、居住以外の保証人問題 | 9 件 | 3 % |
| └└ 内、問い合わせのみでその後の連絡なし | 89 件 | 34 % |
| └└ 内、自己解決 | 39 件 | 15 % |
| └└ 内、支援中 | 19 件 | 7 % |
| └└ 内、住宅確保 | 79 件 | 30 % |
| └└└ 内、やどかり利用 | 78 件 | 30 % |
| └└└ 内、公営住宅 | 23 件 | 29 % |

次頁に、2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日の期間で住宅確保につながった方の相談の概要について紹介いたします。

| | 性別 | 年齢 | 主訴 | 種別 | やどかり利用 | 公営住宅 | 住宅確保 | 備考 |
|----|----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|------|------|---------|
| 1 | 男 | 40代 | GHに入居したいが保証人がいない。 | 身体障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 2 | 男 | 60代 | 退院して一人暮らしをしたいが、親族とは縁が切れてしまっており保証人になってもらえる人は誰もいない。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 3 | 女 | 50代 | 保証人がいないため転居が出来ず、やむをえず元夫と同居中。県営住宅か市営住宅に転居をしたいが、保証人になってもらえるか。 | 生活困窮者 | 利用 | 鹿児島県 | 確保 | やどかりライフ |
| 4 | 男 | 70代 | 現在入院中の方が、帰る自宅がない状態。施設入所は希望されておらず、自立した生活をしたいとの事。民間賃貸住居を探しているが保証人がいない。 | 高齢者 | 利用 | | 確保 | |
| 5 | 男 | 50代 | 家賃滞納により強制退去を迫られ、これまで約4カ月ホームレス生活をしてきた。住宅確保をしたいと思うが、保証人がいないため契約が出来ない。 | ホームレス生活者 | 利用 | | 確保 | |
| 6 | 男 | 80代 | 支えあふ会自立準備ホーム利用中の方。高齢であるため、やどかりの利用をお願いしたい。 | 刑余者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 7 | 女 | 40代 | 交際相手と二人で幸せに暮らしたい。ちょうどお互い住居を探していたので同時に同一物件に住みたいが、連帯保証人がいない状態。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 8 | 男 | 40代 | 現在、心疾患により入院中。退院後は一人暮らしを検討しており、訪問看護を利用予定であるが、保証人がおらず住宅確保が出来ない。保証人をしてもらえるか？ | 身体障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 9 | 男 | 50代 | 退院後の住居の連帯保証人がいない。退院できる状態であるにもかかわらず、住居が決まらないので退院できない。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 10 | 男 | 60代 | 賃貸アパートが取り壊しの事で退去を要請され現住居に転居したが、転居後に保証人を断られ不動産業者主導で退去を迫られている。このままだとホームレスになってしまう。 | 高齢者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 11 | 男 | 60代 | 現在、非常に狭い兄の家に居候をしているため、一人暮らしをしたいと思っているが、保証人がいないため部屋を借りることができない。 | 高齢者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 12 | 男 | 50代 | 長年お付き合いをしている彼女と同居をしたい。物件についてはだいたい決まっておりますが、彼女の弟が保証人になってくれるそうだが、不動産業者より自分の保証人もたてようと言われた。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 13 | 女 | 30代 | 市営住宅か県営住宅に転居をしたいが、保証人がいない。やどかりを利用することが可能か？やどかり利用するにはどのようにしたらよいか聞きたい。 | 精神障がい者 | 利用 | 鹿児島県 | 確保 | |
| 14 | 男 | 60代 | 6月中に退院後の住居を確保したいが、保証人がいない。このままでは退院できない。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 15 | 男 | 40代 | 現在、知人宅に居候中。今回知人が寮に入ることになったため、早急に住宅を確保しなければならなくなった。やどかりで保証をしてもらえるか？ | 生活困窮者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 16 | 男 | 60代 | 外国籍の方を、一時的に市営住宅に保護している。今後、市営住宅に住み続けるには保証人を確保するよう住み課より要請があった。連帯保証人が確保できなければ、ホームレスになってしまう。 | 高齢者 | 利用 | 日置市 | 確保 | |
| 17 | 男 | 50代 | コロナ感染症の影響により会社が休業。収入が全くなり寮の家賃が払えなくなったため東京より帰ってきたが住む場所がなく、ネットカフェで寝泊まりしている。 | コロナ被災者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 18 | 女 | 70代 | 現住居アパートの更新時期が来たが、現連帯保証人である弟との関係悪化のため、継続拒否された。このままでは、住居を退去しなければならなくなる。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 19 | 男 | 40代 | 妻と再婚したので、新居を探して引っ越しをしたい。転居先は見つかったが保証人がおらず入居できない。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 20 | 男 | 60代 | 現在のアパートが取り壊しにより退去要請されている。退去要請時期が過ぎており、早く転居先を探さなければならぬが、連帯保証人がおらずどうしようもない。 | 身体障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 21 | 男 | 50代 | 支えあふ会シェルター利用の方の面談をして欲しい。出来れば早急に住宅確保につなげて欲しい。 | ホームレス生活者 | 利用 | | 確保 | |
| 22 | 男 | 20代 | 実家から逃げてきて、住宅がない状態の方がいたため、住宅確保につなげた。保証人がいないので、今からやどかりの利用を申し込みたい。 | ホームレス生活者 | 利用 | | 確保 | |
| 23 | 男 | 70代 | 保証人2人とトラブルになってしまい、保証人を降りると言われた。他に保証人を頼める人もいない。このまま、県営住宅に住み続けたいので保証人になってもらいたい。 | 高齢者 | 利用 | 鹿児島県 | 確保 | |
| 24 | 女 | 70代 | 現在のアパートが取り壊しのため、転居をしなければならぬ。身寄りがまったくなく、保証人が確保できないので、転居できないまま退去時期が過ぎてしまった。 | 高齢者 | 利用 | | 確保 | |
| 25 | 男 | 60代 | 約1年間、車上生活をしている。住宅は探すものの、保証人がいないため長い間住宅確保ができずにいる。やどかりで連帯保証人になってもらえるか他団体から聞いて電話をしたのだが、本当だろうか？ | ホームレス生活者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 26 | 男 | 50代 | アパートの老朽化で転居をしないといけないが保証人がいない。また、生活保護課から、大家都合の転居のため初期費用は出せないとされ、大家からも初期費用は出せないと言われてしまった。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 27 | 男 | 50代 | 持ち家が老朽化で住める状態にない。県営住宅へ転居をしたいが、保証人がおらず、どうしたらよいか分からない。 | 身体障がい者 | 利用 | 鹿児島県 | 確保 | |
| 28 | 男 | 60代 | 大家から退去してほしいと言われ、転居を検討しているが保証人がいない。 | 生活困窮者 | 利用 | 垂水市 | 確保 | |
| 29 | 男 | 70代 | 同居人が入院となったことにより、転居をしなければならぬが保証人がおらず転居が出来ない。このまま家賃の高い住居に住み続けられれば生活が出来なくなってしまう。 | 高齢者 | 利用 | | 確保 | |
| 30 | 女 | 70代 | 現住居の雨漏りが約2年続いており、大家に修理をお願いするが修理してもらえない。転居をしたくてずっと不動産事業者を何軒も回ったが、物件を紹介してもらえなかった。 | 高齢者 | 利用 | | 確保 | |
| 31 | 男 | 70代 | 刑余者の住宅確保支援を行っているが、保証人がおらず全く支援が進まない。やどかりの互助グループについて聞きたい | 刑余者 | 利用 | | 確保 | |
| 32 | 女 | 20代 | 夫と離婚したことにより、ひとり親世帯となり生活保護申請をした。生活保護の住宅扶助範囲内で転居先を探しているが6人世帯のため住居が見つからない。また、保証人もいない。 | ひとり親、子育て世帯 | 利用 | | 確保 | |
| 33 | 女 | 40代 | 今年、市営住宅の借主（母）が亡くなったことで同居者（本人）が承継承認申請をする必要があるが、保証人がおらず申請できない。 | 精神障がい者 | 利用 | 鹿児島市 | 確保 | |
| 34 | 男 | 30代 | 実家で一緒に暮らしている姉との不仲により、障がい者グループホーム入居を検討中。やどかりで障がい者グループホームの連帯保証人は出来るのだろうか？ | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 35 | 女 | 70代 | 現在、障がい者グループホームを利用している方が一人暮らしを検討中。家族が協力してくれない状態のため、保証人が確保できない。やどかりを利用したい。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 36 | 男 | 40代 | コロナ感染症の影響により、職を失い、路上生活となってしまった。住宅を確保したいが連帯保証人がいないのでやどかりを利用したい。互助会にも興味がある。 | コロナ被災者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 37 | 女 | 40代 | 上の階の騒音問題で体調を崩してしまい、転居を検討しているが保証人がいない。不動産事業者よりやどかりの事を聞き電話をした。精神的にとってもつらく、早く転居したい。 | 身体障がい者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |

| | | | | | | | | |
|----|---|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----|------|----|---------|
| 38 | 男 | 30代 | 現在、支えあう会シェルターを利用しており、今後、障がい者グループホームの利用を検討している。やどかりの地域ふくし連帯保証人を利用したい。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 39 | 男 | 60代 | ホームレス生活者のため住居確保をお願いしたい。 | ホームレス生活者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 40 | 男 | 50代 | 約1年程入院しており、4カ月前より退院できる状態になるにもかかわらず、住宅が借りれず退院が出来ない。やどかりを利用するにはどのように進めていけばよいか知りたい。 | 精神障がい者 | 利用 | 出水市 | 確保 | |
| 41 | 男 | 50代 | 賃貸アパートの更新時期が近いが、保証人がいない。更新できなかったら退去しなければならないのだろうか。 | 生活困窮者 | 利用 | | 確保 | |
| 42 | 男 | 20代 | 市営住宅に当選したが、保証人を探すと言われた。親族とは疎遠になっており、保証人を頼めるような人はいない。やどかりで保証人になってもらいたい。 | 知的障がい者 | 利用 | 鹿児島市 | 確保 | |
| 43 | 男 | 60代 | 現在グループホーム入居中の方が、一人暮らしを希望しており転居を予定しているが保証人がいない。やどかりで保証人になってもらえるか？ | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 44 | 女 | 70代 | 現在住んでいる住居が、取り壊しにより退去を要請されているが、保証人がおらず転居が出来ずにいる。やどかりで保証人になってもらえるのだろうか？ | 高齢者 | 利用 | 鹿児島県 | 確保 | やどかりライフ |
| 45 | 女 | 80代 | 同居男性との生活が思うようにならず、転居したいが連帯保証人がいない。早く別々に暮らしたいが、転居できないのでどうしようもない。 | 高齢者 | 利用 | | 確保 | |
| 46 | 男 | 60代 | 現在の住環境が非常に劣悪な状態であり、転居をしたいが保証人がいない。やどかりで保証人になってもらいたい。 | 高齢者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 47 | 男 | 60代 | グループホームで飲酒トラブルを起こしてしまい、契約解除から退去となった。次の転居先であるグループホームの連帯保証人がいない。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 48 | 男 | 60代 | グループホームに約10年間入居している方が、本人の希望により、一般住宅への転居を検討中。親族には保証人になってもらえない。やどかりで保証人になってもらえるか？ | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 49 | 男 | 20代 | ネットゲームで知り合った女性がいる鹿児島へ行きたい、と言っている入所者がいる。やどかりで支援してもらえませんか？ | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 50 | 男 | 70代 | 持ち家が火事になり、出水市営住宅に緊急避難措置として住んでいたが、保証人がいないために退去となり現在コンテナを住居としている。今後市営住宅に入居を検討しているが保証人が必要である。 | ホームレス生活者 | 利用 | 出水市 | 確保 | |
| 51 | 男 | 50代 | 脳梗塞により入院中。今回退院を検討しており住居確保が必要であるが、保証人がいない。 | 生活困窮者 | 利用 | | 確保 | |
| 52 | 男 | 60代 | 10月末で仕事を辞めるので社員寮を退去しないとけけないが、転居するにも保証人がいないのでどうしようもない。 | 生活困窮者 | 利用 | 奄美市 | 確保 | |
| 53 | 女 | 80代 | 市営住宅で暮らしていたが、夫がなくなり承継承認が必要な状態。現在の住居に安心して継続的に暮らしていけるよう保証人になって欲しい。 | 高齢者 | 利用 | 鹿児島市 | 確保 | |
| 54 | 男 | 40代 | 県営住宅に家族4人で住んでいたが、父親・母親が立て続けに亡くなり承継承認が必要であるが保証人が確保できない。やどかりで保証人になってもらいたい。 | 知的障がい者 | 利用 | 鹿児島県 | 確保 | |
| 55 | 男 | 70代 | 人吉水害で自宅と職を失い、鹿児島で求職活動をするものの、今度はコロナ感染症の影響により職が全くない状態。まずは住む家を確保したいが保証人がいない。 | コロナ被災者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 56 | 男 | 40代 | コロナ感染症の影響で失職し、故郷の鹿児島へ帰ってきた。鹿児島市で住居確保し職探しをしたいと思っているが、保証人がおらず住宅を紹介してもらえない。 | コロナ被災者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 57 | 男 | 70代 | 服役を終え帰ってきたものの、以前に住んでいた町営住宅が老朽化のため住まないでほしいと言われてしまった。転居が必要であるが身寄りが全くなく保証人がいない。 | 高齢者 | 利用 | | 確保 | |
| 58 | 男 | 70代 | これまで、20回以上申し込んでようやく市営住宅に当選した。しかし、連帯保証人がいないのでやどかりを利用したい。 | 高齢者 | 利用 | 鹿児島市 | 確保 | やどかりライフ |
| 59 | 男 | 70代 | 現住居が取り壊しで退去となり、転居先を見つけたが保証人がいない。 | 高齢者 | 利用 | | 確保 | |
| 60 | 男 | 60代 | 転居した際に保証人をたてておらず、今回不動産事業者より早急に保証人をたてるよう要請があった。やどかり利用が出来るか？ | 生活困窮者 | 利用 | | 確保 | |
| 61 | 男 | 80代 | 現在市営住宅の2階に住んでいるが、片足をなくしているため生活が不自由になっている。保護課へ相談したところ1階への転居を許可されたが、保証人がいなくて困っている。 | 身体障がい者 | 利用 | 鹿児島市 | 確保 | |
| 62 | 女 | 50代 | 現在の住居の家賃が高いため、転居が必要。保証人がいないためやどかり利用をしたい。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 63 | 男 | 60代 | 夫のDVから逃れるため市役所に相談し、現在市営住宅に一時入居している。今後も継続して市営住宅に住むためにやどかりを利用したい。 | DV被害者、虐待被害者 | 利用 | 日置市 | 確保 | |
| 64 | 男 | 60代 | 年内もしくは来年の1月までに現在の住居を退去しないとけなくなったが、転居するにも保証人がいない。 | 精神障がい者 | 利用 | 鹿児島県 | 確保 | |
| 65 | 男 | 60代 | 今年夏頃からホームレスをしていた。住宅を借りて生活をしたいが、連帯保証人がいない。また、サブリース物件についても知りたい。 | ホームレス生活者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 66 | 男 | 50代 | グループホーム入居中の方が、一人暮らしを検討しており、物件も内覧したうえで決まっているが、保証人になる予定の方が保証会社の審査で不可の回答が来てしまった。やどかりを利用できるか？ | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 67 | 女 | 60代 | 市営住宅で黙って猫を飼っているため、早急に民間アパートに転居したいが保証人がいない。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 68 | 男 | 60代 | 持ち家が老朽化し住めない状態になっているため、町営住宅への転居を希望しているが保証人がいない。 | 高齢者 | 利用 | さつま町 | 確保 | |
| 69 | 男 | 40代 | 寮に住み込みで働いていたが会社をクビになり退去となった。その後ホームレスとなり現在シェルターに入居している。今後住宅を借りて職に就きたいが保証人がいないので住宅の契約が出来ない。 | ホームレス生活者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 70 | 女 | 20代 | 現在精神科病院入院中。退院後はグループホーム入居を考えているが保証人がいない。やどかりで連帯保証人になってもらえるか。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 71 | 男 | 31 | コロナ感染症の影響で、住み込みの仕事を解雇されて住む場所がなくなってしまった。住宅を確保したいが保証人がいない。 | コロナ被災者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 72 | 男 | 50代 | 確保した住居の保証人が不認定となり、連帯保証人を探している。保証人が確保できなければ退去するよう言われた。 | 生活困窮者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 73 | 男 | 60代 | これまで、約10年間ホームレス生活をしていたが、今回住宅を借りることを決意。やどかり利用をして住宅確保をしたい。 | ホームレス生活者 | 利用 | | 確保 | やどかりライフ |
| 74 | 男 | 40代 | 福祉サービスにて支援をしている方が、「一人暮らしをしたい」との希望がある。しかし、連帯保証人がいないので話がすすまない。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | |
| 75 | 女 | 60代 | 市営住宅に当選したが、保証人がいないので困っている。障がいを持つ娘のためにも、広くて資料が安い市営住宅にどうしても入居したいと思っている。連帯保証人になってもらえるのだろうか。 | ひとり親、子育て世帯 | 利用 | 鹿児島市 | 確保 | |

| | | | | | | | | | |
|----|---|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----|------|-----|-------------|-----|
| 76 | 男 | 50代 | 現住居の保証人がおらず、友人にも断られたため困っている。 | 身体障がい者 | 利用 | | 確保 | | |
| 77 | 女 | 80代 | 市営住宅に入居しており、約3年前に夫が亡くなってから連帯保証人をたてるように言われているが、連帯保証人になってもらえるような親族も知人もいない。 | 高齢者 | 利用 | 鹿児島市 | 確保 | やどかり ライフ | |
| 78 | 男 | 20代 | 福祉サービスにて支援を行っている方が、一人暮らしを希望されている。連帯保証人がいないため相談したい。 | 知的障がい者 | 利用 | | 確保 | | |
| 79 | 女 | 80代 | 市営住宅の4階に入居中であるが、車いすが必要な状態となったため1階への住み替えをすることになった。保証人がいないのでやどかりを利用したい | 高齢者 | 利用 | 鹿児島市 | 確保 | | |
| 80 | 男 | 60代 | 現在、障がい者グループホームに入居しているが、長年の夢だった一人暮らしをしたいと思っている。保証人がいないので相談したい。 | 生活困窮者 | 利用 | | 確保 | | |
| 81 | 男 | 50代 | 障がい者グループホームに入居しているが、入居時に保証人確保が出来なかったためグループホームから保証人を見つけるよう言われている。親族とは縁が切れてしまっており、保証人は頼めない。 | 知的障がい者 | 利用 | | 確保 | | |
| 82 | 女 | 30代 | 現在母子支援施設に入居中の方が、鹿児島市営住宅入居を検討されている。保証人がいないため保証会社の審査を受けたが、落ちてしまった。やどかり利用するにはどうしたらよいか知りたい。 | ひとり親、 子育て世帯 | 利用 | 鹿児島市 | 確保 | | |
| 83 | 男 | 60代 | 施設から一般住宅への転居を希望している方がいる。身寄りがなく保証人を頼める人がおらず困っていらっしやるので、やどかりに相談したい。 | 精神障がい者 | 利用 | | 確保 | | |
| | | | | | | 82名 | 23名 | 83名 | 21名 |

上記の表の通り、住宅確保につながったのは 83 名、さらにやどかりの地域ふくし連帯保証の利用に至った方は 82 名でした。また、地域ふくし連帯保証利用者のうち、やどかりハウス利用者は 21 名でした。

2. 住宅セーフティネットワーキング

住宅確保要配慮者に対する居住支援を充実させるためには、住宅確保要配慮者に対する支援とあわせて、大家・不動産事業者が安心して貸すことができる体制整備が求められるため、鹿児島県居住支援協議会の事業として、住宅セーフティネットワーキングが設置されました。2018年度から2020年度まで、特にニーズの大きい死後事務(残置物の撤去等)を実現できるようにするため、弁護士・司法書士・宅建士等を委員に招聘して議論が行われています。2020年度は、鹿屋市社会福祉協議会や霧島市地域包括支援センターの参加を得て、全県で死後事務を実現するための協議を行うとともに、NPO法人つながる鹿児島の協力も得て、実際に死後事務委任契約を締結した事例をうみ出すことができました。

当法人は、鹿児島県居住支援協議会からの委託を受けて、同ワーキングの運営を行ないました。

3. かがしま居住支援ガイドブック



2020年度、鹿児島県居住支援協議会では、「かがしま居住支援ガイドブック」の改定を行いました。「かがしま居住支援ガイドブック」は、2019年度、福祉関係者、不動産関係者、行政機関等、住宅確保要配慮者からの相談に応じたり、これに対する支援を行う者・機関が居住支援について理解し実践するための資料として、鹿児島県居住支援協議会において作成されたものです。

2020年度の改定では、主に、外国人総合相談窓口、外国人からの相談に関する連携先についての追加記載がありました。

当法人は、鹿児島県居住支援協議会からの委託を受けて、同ガイドブックの編集等を行ないました。

4. その他

鹿児島県居住支援協議会では、2020 年度も、2019 年度に引き続き、県内各地で居住支援に関する意見交換会等を実施しました。

当法人では、こうした意見交換会に数多く参加し、県内の居住支援の充実発展のために活動しました。

【READYFOR】新型コロナウイルス感染症:拡大防止活動基金助成事業 活動報告書

READYFOR 新型コロナウイルス感染症:拡大防止活動基金より助成をいただき、令和2年7月16日から令和2年12月31日までの間、「鹿児島島ゆくさの会」の協力のもと、『当事者主体の居住支援を実現』するため「コロナ被災者居住支援事業」を行ないました。

■背景課題

新型コロナウイルス感染症により、居住に困難を抱える方の増加が予想された2020年度、当法人では既に5月より社会福祉法人南恵会と協働し、「コロナ被災者居住支援事業」を開始していました。しかし、感染拡大の長期化に伴い、居住支援の需要増加が発生すると考えられ、その対策を講じることが課題となりました。

1. 当事者主体の居住支援の実践

① 実施概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて居住に困難を抱えた方々等に対し、当事者同士で居住支援を行うことにより、社会的に孤立している当事者が互いに「つながり」あい、支えあい、助けあうことで、社会における「つながり」と「役割」を持って、豊かで安定した生活が送れるよう、促しました。また、そうした方々が「つながり」を得るためのサロンを運営しました。

② 結果

令和2年度、鹿児島市では、都市部に比べ、幸いにも新型コロナウイルス感染症により居住に困難を抱える方々は少ないという結果となりました。そのため、助成期間中、新型コロナ感染症関連の支援は6件となりましたが、その他「今後コロナの影響を受ける可能性のある方々への対策活動」として現時点でコロナの影響は受けてはいないが福祉的支援が必要な方々への支援も含め、31件の居住支援の依頼があり、34名の支援を行ないました。これらの互助活動には、のべ72名の当事者が参加いたしました。

互助活動は、身寄りのない方の入退院・通院付き添い、引っ越し支援、コロナの影響で外出を控えている方の安否確認のための自宅訪問等、多岐にわたりました。

2. 広報

① 実施概要

本事業に関する広報誌を作成。鹿児島県内の各市町村及び社会福祉協議会139か所へ送付いたしました。

② 結果

広報活動により、当事者主体の居住支援を上記のように促進することが出来ました。

■今後の課題と展望

今後も新型コロナウイルス感染症により居住に困難を抱える方々への支援体制を構築し続けることは、居住支援法人として必須の課題と考えています。また、『当事者主体の居住支援』を推進することにより、よりよい支援を提供していこうと考えています。

また、令和3年6月5日には、当法人主催、鹿児島県青年司法書士会協力により、「コロナ禍における居住支援～つながり続ける支援の輪のために～」と題し、ZOOMによるシンポジウムを開催する予定です。このシンポジウムでは、本事業の報告を行うとともに、今後の居住支援のあり方を他機関、他団体、互助会とともに議論していくこととなっています。

2020 年度指定特定相談支援事業の実績報告

福祉相談支援センター やどかり
管理者 西田 鉄心

当法人では、非営利でボランティア主体の活動である連帯保証事業のほかに、福祉サービス事業の経営も行っています。具体的には、障害者総合支援法における『指定特定相談支援事業』を運営しており、内容は、18 歳以上の身体・知的・精神障害をお持ちの方や難病患者等を対象に、その方々が利用を希望している障害福祉サービスが利用できるようにするためのサービス等利用計画を作成しています。今後は、18 歳未満の障害児の相談対応も検討しています。

『指定特定相談支援事業』は、平成 26 年 9 月 1 日から開設して令和 3 年 3 月末までの 5 年 7 カ月となります。スタッフは現在男性 2 名と女性 3 名（うち 1 名はピアスタッフ）の計 5 名が業務に携わっており、利用者の総契約数は **822 件**（昨年 714 件）で、休止や契約終了した方を差し引いた 300 件ほどを差し引いた件数が、アクティヴ利用件数となります。5 名のスタッフで、毎月およそ 150 名の方の障害福祉サービスにおける相談支援を行っています。また、月 7 件ベースで新規や他事業所からの引継ぎケースを受けていて、例年より数が少なめになっているのは、鹿児島市の相談支援事業所が 61カ所と 1-2 年で 10カ所ほど増えて相談先が確保されてきたからかと予想します。

利用者が利用しているサービスの内訳は、就労や就労に向けての訓練を受けるサービスの他、居住関係の福祉サービスを希望される方がほとんどです。また、精神科病院を退院して地域での生活を送りたいと希望される方への『地域移行支援』や、障害者でもあり且つ住宅確保要配慮者の方には、等部門が支援者となり地域ふくし連帯保証事業部門とも連携をとって支援をしている事例もあります。

今後も、鹿児島市及びその周辺の市町で障害福祉サービスの利用を必要としている方が、適切なサービスが受けられるようにお手伝いしていきたいと思っています。

2020年度指定一般相談支援事業・自立生活援助の実績報告

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島
理事 鶴田啓洋
福祉相談支援センターやどかり
相談支援専門員 新川昇一郎

■事業を行う意義

鹿児島県は、1年以上精神科に入院している長期入院精神障害者が1462名いらっしゃいます(2019年630調査/厚生労働省)。その中でも、病状は落ち着いており、住まいが見つかったり、日中通う場所が見つかったりすれば退院できる方が多数いらっしゃいます。当会はそうした方の退院支援に平成30年から本格的に取り組んでいます。当法人の目的に「障がい・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々(以下利用者)に対し連帯保証提供事業、連帯保証人提供事業等の住まいの確保に関する支援事業及び福祉サービス事業を行い、利用者が社会的に孤立することなく豊かな人間関係とつながりを保ちながら地域で安心して暮せるよう支援を行い・・・」とありますが、長期入院で社会とのつながりをあまり持てず入院生活を強いられている方の支援を行い、地域で支える取り組みを行うことは、当法人が取り組むべきことのひとつだと考えています。

■事業実績

1. 令和2年度は、17名の方に地域移行支援事業を提供し、延べ158回の支援を提供しました。その中で4名の退院者を出すことが出来ました。コロナウイルスの影響で、外出や面会の制限がありましたが、リモートでの面会や社会資源見学など、出来ることはひとつひとつ行いました。入院中の方は面会・外出制限が続き、ストレスのたまりやすい環境にあるということを相談支援専門員としてひしひしと実感しました。
2. 「鹿児島市 長期入院精神障害者の地域移行推進事業(ピアサポーター活用事業)」「ピアサポーターステップアップ事業」を受託し、活動しました。ピアサポーター12名の方について、実際の地域移行支援を行い、それを振り返る機会を作ったり、交流会の運営をしたり、学生や民生委員へ体験発表を行う等、実際の活動を通して、ピアサポーターとしての成長の機会を提供しました。その活動を通して、1)引きこもりがちだった方が日中活動を主体的に行う。2)福祉サービスの受け手だった方が一般就労を始めて障害福祉サービスの担い手になる等、ピアサポーターの方々が地域の力になっています。

またピアサポーター希望の方 28 名の方に、月 1 度交流会を行い、交流の機会を提供しました。

3. 地域移行支援では、せっかくピアサポーターがいい関わりをしても、制度の仕組み上、退院後は関わりづらいという課題がありました。それを解消するべく、「自立生活援助」というサービスの指定を受け、退院後もピアサポーターが関わる体制を構築しました。令和 2 年度は 5 名の方に提供することができました。退院してすぐの対象者だけではなく、親が亡くなって独居生活が始まった方やグループホームを退去して一般アパートに移った方などの支援も行いました。

■ある利用者のお話

令和 2 年度は、地域移行支援で関わった方がお亡くなりになるということがありました。

A さんは、50 代男性。県外から衝動的に鹿児島県にいられて、ホームレス生活を経て精神科に入院されました。病院のスタッフの紹介で当会につながり、退院。グループホームで生活しながら、日中は精神科デイケアや就労を行いながら生活をしていました。「新川さん、わしは退院できて良かった。また故郷に帰りたい気持ちと鹿児島で生活したい気持ちがあるよ。これからもよろしく。」と話し、私もコーヒーを持ってその方の家に行き、話をすることが楽しみでした。故郷の彼女とは会えないので、テレビ電話を一緒にすることもありました。その方は、ある休日の朝、カフェに行くときに発作で突然お亡くなりました。お葬式では、スタッフが 10 名ほど集まり、生前好きだった物をお供えしていました。その後は、就労の事業所でもご本人が亡くなったことを伝え、皆で故人を偲んだそうです。

厚生労働省の調査によると、長期入院の方は減っているが、年間 1 万人以上が死亡退院となっています。お亡くなりになったことは悲しい出来事ですが、ご本人の満足度や他者とのつながりを多く持てたこと、社会でその方が生きた足跡が残せたことなどについて考える機会となりました。

■今後の展望(令和 3 年度)

1. 新型コロナウイルスの影響もありますが、これまでのやどかりの実績もあり、新規の地域移行支援の依頼が来ています。鹿児島市にはいまでも約 1462 人の長期入院の患者さんがいます。そうした方に退院支援を届けられるように、支援を進めていきます。現在関わっている方々については、面会制限などで退院支援が進まない状況がありますが、週に 1 回の電話などを続け、やどかりとのつながりが切れないように支援をしていきます。
2. ピアサポーターが当たり前活躍して、長期入院の方が当たり前地域移行を利用できて、その後地域でも支えあえる地域づくりに取り組みます。

第2号議案 2020年度決算報告書及び監査報告書承認の件

令和2年度特定非営利活動に係る事業会計収支決算書
自令和2年4月1日至令和3年3月31日

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

| 科目 | | 金額 | |
|------------------------|---------------------|------------|-------------------|
| I 経営収入の部 | | | |
| 1 会費収入 | | | |
| | 31年度正会員 (18名2団体) | 145,000 | |
| | 31年度賛助会員 (5名0団体) | 20,000 | 165,000 |
| 2 事業収入 | | | |
| | 地域ふくし連帯保証事業 (新規88名) | 1,430,000 | |
| | 地域ふくし連帯保証事業 (更新71名) | 1,325,000 | |
| | 指定相談支援事業 | 37,898,320 | |
| | 助成金等収入 | 16,761,522 | |
| | 研修会等参加費収入 | 0 | |
| | 普及啓発事業 | 0 | |
| | 雑収入 (連帯保証事業分) | 1,923,499 | |
| | 雑収入 (特定指定相談支援分) | 64,984 | |
| | | | 59,403,325 |
| 3 寄付収入 | | | |
| | 寄付金 | 306,002 | 306,002 |
| 経常収入合計 | | | 59,874,327 |
| II 経常支出の部 | | | |
| 1 事業費 | | | |
| 1) 住まい確保にかかるとる支援事業 | | | |
| | 地域ふくし連帯保証事業 | 3,224,985 | |
| | あんしん居住サポート事業 | 6,190 | |
| | WAM事業 | 33,880 | |
| | 共生事業 | 5,633,133 | |
| | ReadyFor | 1,740,060 | |
| | ピアサポーターステップアップ事業 | 3,498,816 | |
| | | | 14,137,064 |
| 2) 障害自立支援法に基づく障害福祉サービス | | | |
| | 指定相談支援事業 | 29,186,959 | |
| | 地域移行支援事業 | 872,106 | |
| | | | 30,059,065 |
| | | | 44,196,129 |
| 2 管理費 | | | |
| | 人件費 | | |
| | 旅費交通費 | 311,967 | |
| | 通信費 | 686,249 | |
| | 委託料・支払報酬 | 1,648,650 | |
| | 事務局費・消耗品費 | 974,481 | |
| | 地代家賃 | 2,616,000 | |
| | 印刷製本費 | 145,460 | |
| | 交際費 | 156,314 | |
| | 手数料・賃借料 | 1,149,240 | |
| | 保険料 | 1,956,716 | |
| | 減価償却 | 105,160 | |
| | 雑費 | 218,676 | |
| | | | 9,968,913 |
| | | | 9,968,913 |
| 経常支出合計 | | | 54,165,042 |
| III その他資金収入の部 | | | |
| 1 雑収入 (受取利息) | | | |
| | | 72 | 72 |
| その他資金収入合計 | | | 72 |
| IV その他資金支出の部 | | | |
| 支払利息 | | | |
| | | 77,507 | 77,507 |
| その他資金支出合計 | | | 77,507 |
| 当期収支差額 | | | 5,631,850 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 223,400 |
| 前期繰越収支差額 | | | 7,004,772 |
| 次期繰越収支差額 | | | 12,413,222 |

※資金の範囲には流動資産と流動負債の各科目を含む。

活動報告書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

| 科目 | 特定非営利事業 | | | | | | 相談支援事業 | | | | 法人合計 | |
|---------------------|------------------|------------------|----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|----------------|--------------------------|-------------------|-------------------|
| | 住まい確保にかかわる支援事業 | | | | | 共通 | 小計 | 特定相談支援事業 | 自立生活支援事業 | ピアサポーター スタッフアップ 事業 | | 小計 |
| | 地域ふくし 連帯保証事業 | あんしん サポート事業 | WAM事業 | 共生 | ReadyFor | | | | | | | |
| I 経常収益 | | | | | | | | | | | | |
| 1 受取会費 | | | | | | | | | | | | |
| 個人正会員受取会費 | | | | | | 100,000 | 100,000 | | | | 0 | 100,000 |
| 団体正会員受取会費 | | | | | | 45,000 | 45,000 | | | | 0 | 45,000 |
| 個人賛助会員受取会費 | | | | | | 20,000 | 20,000 | | | | 0 | 20,000 |
| 団体賛助会員受取会費 | | | | | | | 0 | | | | 0 | 0 |
| 2 受取寄付金 | | | | | | | | | | | | |
| 受取寄付金 | | | | | | 306,002 | 306,002 | | | | 0 | 306,002 |
| 3 受取助成金等 | | | | | | | | | | | | |
| 共生事業 | | | | 4,027,832 | | | 4,027,832 | | | | 0 | 4,027,832 |
| 鹿児島県委託費 | | 3,385,130 | | | | | 3,385,130 | | | | 0 | 3,385,130 |
| ReadyFor | | | | | 1,962,000 | | 1,962,000 | | | | 0 | 1,962,000 |
| 鹿児島市委託費 | | | | | | | 0 | 1,458,000 | | 3,926,560 | 5,384,560 | 5,384,560 |
| キャリアアップ助成金 | 1,440,000 | | | | | | 1,440,000 | | | | 0 | 1,440,000 |
| 4 事業収益 | | | | | | | | | | | | |
| 住まい確保に関する事業収益 | 2,755,000 | | | | | | 2,755,000 | | | | 0 | 2,755,000 |
| 障害福祉サービス事業収益 | | | | | | | 0 | 35,574,740 | 865,580 | | 36,440,320 | 36,440,320 |
| 赤い羽根金助成事業収益 | 1,920,000 | | | | | | 1,920,000 | | | | 0 | 1,920,000 |
| 5 その他の収益 | | | | | | | | | | | | |
| 雑収入 | 1,172,136 | | | | | 851,363 | 2,023,499 | 64,984 | | | 64,984 | 2,088,483 |
| 経常収益計 | 7,287,136 | 3,385,130 | 0 | 4,027,832 | 1,962,000 | 1,322,365 | 17,984,463 | 37,097,724 | 865,580 | 3,926,560 | 41,889,864 | 59,874,327 |
| II 経常費用 | | | | | | | | | | | | |
| 1 事業費 | | | | | | | | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | | | | | | | | |
| 給料手当 | 2,383,832 | 2,700,000 | | 2,634,133 | 1,200,000 | | 8,917,965 | 11,784,189 | 350,000 | 2,087,227 | 14,221,416 | 23,139,381 |
| 人件費計 | 2,383,832 | 2,700,000 | 0 | 2,634,133 | 1,200,000 | 0 | 8,917,965 | 11,784,189 | 350,000 | 2,087,227 | 14,221,416 | 23,139,381 |
| (2) その他の経費 | | | | | | | | | | | | |
| 旅費交通費 | 13,456 | | | | | | 13,456 | | 200 | | 200 | 13,656 |
| 通信費 | | | | | 15,100 | | 15,100 | | 7,322 | | 7,322 | 22,422 |
| 消耗品費 | | | | | | | 0 | | 348,956 | | 628,956 | 628,956 |
| 租税公課 | 600 | | | | | | 600 | | 3,750 | | 3,750 | 4,350 |
| 撤去委託料 | 45,495 | | | | | | 45,495 | | | | 0 | 45,495 |
| 支払手数料 | 1,650 | | | | 14,960 | | 16,610 | | 4,840 | | 4,840 | 21,450 |
| 滞納金立替 | 63,800 | | | | | | 63,800 | | | | 0 | 63,800 |
| 原状回復費 | 636,442 | | | | | | 636,442 | | | | 0 | 636,442 |
| 謝金 | 13,000 | | | 277,000 | 348,000 | | 638,000 | | | | 0 | 638,000 |
| 相談員謝金 | | 6,190 | | | | | 6,190 | | | | 0 | 6,190 |
| 印刷製本費 | 9,510 | | | | | | 9,510 | | | | 0 | 9,510 |
| 会議費 | | | | | | 162,000 | 162,000 | | 79,200 | | 79,200 | 241,200 |
| 借料損料 | 35,200 | | | 22,000 | | | 57,200 | | 66,000 | 264,000 | 330,000 | 387,200 |
| 地代家賃 | 216,000 | | | 600,000 | | | 816,000 | | | | 0 | 816,000 |
| 外注加工費 | 22,000 | | 33,880 | | | | 55,880 | 17,402,770 | 75,000 | 298,893 | 17,776,663 | 17,832,543 |
| 車両費 | | | | | | | 0 | | 80,000 | 320,000 | 400,000 | 400,000 |
| 保険料 | | | | | | | 0 | | 21,106 | 84,428 | 105,534 | 105,534 |
| その他費用計 | 1,057,153 | 6,190 | 33,880 | 899,000 | 540,060 | 0 | 2,536,283 | 17,402,770 | 522,106 | 1,411,589 | 19,336,465 | 21,872,748 |
| 事業費計 | 3,440,985 | 2,706,190 | 33,880 | 3,533,133 | 1,740,060 | 0 | 11,454,248 | 29,186,959 | 872,106 | 3,498,816 | 33,557,881 | 45,012,129 |
| 2 管理費 | | | | | | | | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | | | | | | | | |
| 給料手当 | | | | | | | 0 | | | | 0 | 0 |
| 人件費計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) その他の経費 | | | | | | | | | | | | |
| 旅費交通費 | 46,125 | | | | | 4,503 | 50,628 | 261,339 | | | 261,339 | 311,967 |
| 通信費 | 54,579 | | | | | 272,453 | 327,032 | 359,217 | | | 359,217 | 686,249 |
| 委託料・支払報酬 | 121,790 | 678,210 | | | | 387,073 | 1,187,073 | 461,577 | | | 461,577 | 1,648,650 |
| 事務局費・消耗品費 | 439,781 | | | | | 339,009 | 778,790 | 195,691 | | | 195,691 | 974,481 |
| 地代家賃 | | | | | | | 0 | 1,800,000 | | | 1,800,000 | 1,800,000 |
| 印刷製本費 | 115,100 | | | | | 30,360 | 145,460 | | | | 0 | 145,460 |
| 交際費 | | | | | | | 0 | 156,314 | | | 156,314 | 156,314 |
| 手数料・賃借料 | 35,190 | 330 | | 1,650 | | 11,000 | 48,170 | 1,101,070 | | | 1,101,070 | 1,149,240 |
| 保険料 | 21,106 | | | | | 1,000 | 22,106 | 1,934,610 | | | 1,934,610 | 1,956,716 |
| 減価償却 | | | | | | | 0 | 105,160 | | | 105,160 | 105,160 |
| 雑費 | 15,800 | 400 | | | | 122,178 | 138,378 | 80,298 | | | 80,298 | 218,676 |
| その他費用計 | 849,471 | 678,940 | 0 | 1,650 | 0 | 1,167,576 | 2,697,637 | 6,455,276 | 0 | 0 | 6,455,276 | 9,152,913 |
| 管理費計 | 849,471 | 678,940 | 0 | 1,650 | 0 | 1,167,576 | 2,697,637 | 6,455,276 | 0 | 0 | 6,455,276 | 9,152,913 |
| 経常費用計 | 4,290,456 | 3,385,130 | 33,880 | 3,534,783 | 1,740,060 | 1,167,576 | 14,151,885 | 35,642,235 | 872,106 | 3,498,816 | 40,013,157 | 54,165,042 |
| 当期経常増減額 | 2,996,680 | 0 | -33,880 | 493,049 | 221,940 | 154,789 | 3,832,578 | 1,455,489 | -6,526 | 427,744 | 1,876,707 | 5,709,285 |
| III 経常外収益 | | | | | | | | | | | | |
| 受取利息 | | 3 | | | | 5 | 37 | 45 | 26 | 0 | 1 | 72 |
| 雑益 | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| 経常外収益計 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 37 | 45 | 26 | 0 | 1 | 72 |
| IV 経常外費用 | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息 | | | | 77,507 | | | 77,507 | | | | 0 | 77,507 |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | 77,507 | 0 | 0 | 77,507 | 0 | 0 | 0 | 0 | 77,507 |
| 税引前当期正味財産増減額 | 2,996,683 | 0 | -33,880 | 415,542 | 221,945 | 154,826 | 3,755,116 | 1,455,515 | -6,526 | 427,745 | 1,876,734 | 5,631,850 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | | | | | 0 | 223,400 | | | 223,400 | 223,400 |
| 当期正味財産増減額 | 2,996,683 | 0 | -33,880 | 415,542 | 221,945 | 154,826 | 3,755,116 | 1,232,115 | -6,526 | 427,745 | 1,653,334 | 5,408,450 |
| 前期繰越正味財産額 | | | | | | | 1,467,600 | 5,542,086 | | | 5,537,172 | 7,004,772 |
| 次期繰越正味財産額 | | | | | | | 5,222,716 | 6,774,201 | -11,440 | 427,745 | 7,190,506 | 12,413,222 |

特定非営利活動に係る事業会計財産目録
令和3年3月31日現在

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

| 科目 | 金額 (円) | | |
|---------------------------------|-----------|------------|------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金 (連帯保証事業) | 168,890 | | |
| 現金 (特定指定相談支援事業) | 39,152 | | |
| 現金 (地域移行事業) | 18,361 | | |
| 鹿児島銀行 天神馬場支店 1051772 | 201,332 | | |
| 鹿児島銀行 西田支店 3018291 | 300,002 | | |
| 鹿児島銀行 荒田支店 3045356 | 8,472,137 | | |
| 鹿児島銀行 鴨池支店 3430656 | 0 | | |
| 郵便局 01790-1-66996 | 41,000 | | |
| 鹿児島銀行 鴨池支店 3440978 (特定指定相談支援事業) | 142,696 | | |
| 鹿児島銀行 県庁支店 3032539 (地域移行事業) | 841,521 | | |
| 鹿児島銀行 真砂支店 3050433 (ReadyFor) | 221,945 | | |
| 未収入金 (特定指定相談支援事業) | 6,005,124 | | |
| 未収入金 (地域移行事業) | 1,260,860 | | |
| 前払費用 (特定指定相談支援事業) | 4,881,212 | | |
| 短期貸付金 (全国ネット) | 1,500,000 | | |
| 短期貸付金 (ReadyFor) | 201,000 | | |
| 流動資産合計 | | 24,295,232 | |
| 2 固定資産 | | | |
| 固定資産合計 | | | 0 |
| 資産合計 | | | 24,295,232 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 未払給与 (連帯保証事業) | 565,079 | | |
| 未払給与 (特定指定相談支援事業) | 737,423 | | |
| 未払経費 (特定指定相談支援事業) | 3,495,590 | | |
| 未払給与 (地域移行事業) | 555,360 | | |
| 未払経費 (地域移行事業) | 1,135,501 | | |
| 預り金 源泉税・市県民税 | 163,657 | | |
| 預り金 敷金 | 744,400 | | |
| 預り金 パンフレット | 485,000 | | |
| 短期借入金 (連帯保証事業) | 4,000,000 | | |
| 流動負債合計 | | 11,882,010 | |
| 2 固定負債 | | | |
| 固定負債合計 | | | 0 |
| 負債合計 | | | 11,882,010 |
| 正味財産 | | | 12,413,222 |

上記のとおり相違ありません。

令和3年3月31日

鹿児島市下荒田4-1-1-12しのびビル下荒田

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

理事長 芝田 淳

特定非営利活動に係る事業の貸借対照表
令和3年3月31日現在

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

| 科目 | 金額 (円) | | 科目 | 金額 (円) | |
|-------------|------------|------------|-------------|-----------|------------|
| 資 産 の 部 | | | 負 債 の 部 | | |
| 流動資産 | | | 流動負債 | | |
| 現金 | 226,403 | | 短期借入金 | 4,000,000 | |
| 普通預金 | 10,220,633 | | 未払金 | 6,488,953 | |
| 未収入金 | 7,265,984 | | 預り金 | 1,393,057 | |
| 前払費用 | 4,881,212 | | | | |
| 短期貸付金 | 1,701,000 | | | | |
| 流 動 資 産 合 計 | | 24,295,232 | 流 動 負 債 合 計 | | 11,882,010 |
| 固定資産 | 0 | | 固定負債 | 0 | |
| 固 定 資 産 合 計 | | 0 | 固 定 負 債 合 計 | | 0 |
| | | | 正味財産の部 | | |
| | | | 前期繰越正味財産 | 7,004,772 | |
| | | | 当期正味財産増減額 | 5,408,450 | |
| | | | 正 味 財 産 合 計 | | 12,413,222 |
| 資産の部合計 | | 24,295,232 | 負債正味財産の部合計 | | 24,295,232 |

監 査 報 告 書

令和 3 年 5 月 22 日, 13 時 30 分から 17 時 00 分まで,
事務所において, 理事長より提出された令和 2 年度収支決算書・財産目録及び帳
簿等に基づき, 決算の監査を実施した。

監査の結果, 令和 2 年度収支決算書のとおりであり, 適正に処理されていると
認めた。

令和 3 年 5 月 24 日

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

監 査

町 がおり 

監 査 報 告 書

令和 3 年 5 月 27 日, 9 時 00 分から 18 時 00 分まで,
事務所において, 理事長より提出された令和 2 年度収支決算書・財産目録及び帳
簿等に基づき, 決算の監査を実施した。

監査の結果, 令和 2 年度収支決算書のとおりであり, 適正に処理されていると
認めた。

令和 3 年 5 月 27 日

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

監 査 廣 野 千 佳 

令和3年度事業計画書

(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

第1 事業計画の概要

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 住まいの確保に関する支援事業

従来の連帯保証提供の仕組みを見直し、2018年度から地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）を提供している。地域ふくし連帯保証とは地域福祉との連携のもと、鹿児島県内全域の社会生活上の困難を抱えている人々（以下、利用者という）が連帯保証問題・身寄り問題を解決できる仕組みを整え、連帯保証を提供するというものである。また、地域福祉との連携を強化するため、福祉の担い手との協定を押し進める。

(2) 相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

鹿児島において、障がい・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対し、相談支援事業及び障害福祉サービス事業を実施する。

(3) 社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、ホームページの開設や、会員への研修、講演会事業を行うほか、特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るため、市民に対する啓発・研修事業を行う。また、社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携調整会議等を実施する。

2. その他の事業

(4) その他の事業

その他の事業については、特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、物品の販売や出版および福祉に関する研究事業を実施する。

(5) 運営委員会

当法人の運営については、理事のほか、運営委員会委員により、2月に1回程度の頻度で運営委員会を開催する。

第2 各事業の計画に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業のうち、住まいの確保に関する支援事業

(ア)

事業名：地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）

事業内容：地域福祉の担い手と連携して、利用者の住居の賃貸借契約の連帯保証人となるもしくは連帯保証人を提供するとともに社会とのつながりを提供する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ780名

対象者：継続250名，新規80名，計330名

(イ)

事業名：利用者の賃貸住宅への入居を支援する事業

事業内容：利用者に対する入居支援を行うものがなく、当法人が入居支援を行わざるを得ないケースに限り、利用者が賃貸住宅に入居することを支援するため、情報を提供するなど、スムーズな住まい確保に至るよう相談支援を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ100名

対象者：20名

(ウ)

事業名：利用者の社会生活を支援する事業

事業内容：利用者の居宅を訪問する、利用者に当法人の事務所に訪問いただく等することにより、利用者が賃貸住宅に入居した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう相談支援を行う事業

（特に2021年度からは、死後事務に関する事業として、社会的に孤立していて自らの死後に不安を抱える人に対して安心を提供できる支援を行う事業を計画しているが、この事業に含まれるものである。）

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ100名

対象者：延べ300名

(エ)

事業名：利用者相互の交流事業

事業内容：サロンを開設する等することにより，利用者が賃貸住宅に入居した後，社会的に孤立することなく，豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう利用者相互の交流を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：150名

(2) 特定非営利活動に係る事業のうち，相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

(ア)

事業名：相談支援事業（指定特定相談支援事業）

事業内容：障害・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対し，障害福祉サービス事業のうち，相談支援を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：700名

(イ)

事業名：相談支援事業（一般相談支援における地域移行，地域定着支援事業）

事業内容：障害者総合法に基づき，1年以上の長期に渡る入院・入所者を地域へ移行させる事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：6名

対象者：30名

(ウ)

事業名：障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業

事業内容：居宅において単身等で生活する障害のあるものに対し，定期的な巡回訪問または随時相談など自立生活を送るために必要な援助を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：10名

(3) 特定非営利活動に係る事業のうち、社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

事業名：普及啓発事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、ホームページの開設や、会員への研修、講演会事業、特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るための市民に対する啓発事業。社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携会議等を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ10名

対象者：約100名

(4) その他の事業

事業名：物品の販売や出版・福祉に関する研究事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るための物品販売や出版・福祉に関する研究事業を行う

実施場所：鹿児島県内

実施時期：未定

従事人数：0名

対象者：0名

<事業計画（解説）>

1. 地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）

やどかりでは、連帯保証提供の仕組みを2018年度より地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）へと進化させ、社会的困難を抱えている鹿児島県全域の人々へ連帯保証を提供しています。地域ふくし連帯保証において、地域福祉との連携は不可欠です。そのため、地域福祉の担い手である社会福祉協議会・社会福祉法人とNPO法人やどかりサポートとが協定を結び、地域の連帯保証問題のみならず、身寄り問題を解決するための仕組みづくりも行っています。

2. 死後事務に関する事業

前項の地域ふくし連帯保証を実践していくうえでも、また、居住支援を充実させていくうえでも、居住生活において身寄りがなく社会的に孤立し自らの死後に不安を抱えた状態にある人に対して死後の安心を提供する事業である死後事務に関する事業の必要性が高まっています。こうした事情を踏まえて、やどかりでは、2021年度から死後事務に関する事業を計画していきます。

ただ単に、事業者が身寄りがなく社会的に孤立した人と契約を締結して「サービス」を提供するのではなく、①当事者どうしが支えあい助けあい見送りあい弔いあう関係を構築することを事業の基礎とし②地域ふくし連帯保証と同様に地域福祉の担い手と連携して必要な支援を提供する事業を企図します。

3. 相談支援事業（指定特定相談支援事業）

平成26年9月、指定特定相談支援事業所の指定を受け障害や難病がある方に対して障害福祉サービスの利用に関する相談支援事業を実施しています。主に、住まいや就労、在宅生活支援に関するサービスの相談を受けています。

本年度も、そういった方々にひとりでも多くの方に充実した生活を送っていただけるよう、指定特定相談（計画相談）支援事業を実施します。

4. 相談支援事業（一般相談支援における地域移行、地域定着支援事業）

連帯保証人がいない、また入院していても病院の外から退院を考えてくれる人がいない等、

退院をしたくても退院できない方がいらっしゃいます。精神科病院や地域の事業所，そして行政と連携をとりながら，一人でも多くの方の地域移行支援に取り組みます。

5. 障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業

5年，10年，ときには50年入院していた方が地域で生活を始めると，色々な困りごとが出てきます。そうした方々のフォローが退院後も出来るように，定期巡回を行う，電話連絡をとれるようにするなど，対象者が孤立しないような支援を行います。

6. 関係団体との協働による事業

昨年度も居住支援を実施している全国の団体と交流，研究，視察等の活動を行ってきました。

本年度，関連協力団体において何らかの助成金が獲得できた場合には，引き続き，全国の関係諸団体と交流を行い，政策提言まで行いたいと考えているところです。

また，平成29年度から鹿児島県居住支援協議会のメンバーに参画し，住まい確保における相談事業の委託を受け相談窓口を開設しております。本年度も同様に開設したいと考えています。

7. 外部講演・委員会等

連帯保証事業の必要性は，住まい確保の実践者でなければ共感しにくいと感じています。この問題に関する理解を少しでも広げていくために，講演や講義等を通してアピールしていきたいと思えます。

第4号議案 2021年度予算書案承認の件

令和3年度予算案

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

| 科目 | 特定非営利事業 | | | | | | | | 相談支援事業 | | | 法人合計 | |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|----------------|-------------------|--------------------------|
| | 住まい確保にかかわる支援事業 | | | | | | 共通 | 小計 | 特定相談支援事業 | 自立生活支援事業 | 小計 | | |
| | 地域ふくし連帯保証事業 | あんしんサポート事業 | 共生住宅推進事業 | コロナ・孤立 | ReadyFor① | Readyfor② | | | | | | | ピアサポーター ステップアップ 事業 |
| I 経常収益 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 受取会費 | | | | | | | | | | | | | |
| 個人正会員受取会費 | | | | | | | 100,000 | | 100,000 | | | 0 | 100,000 |
| 団体正会員受取会費 | | | | | | | 50,000 | | 50,000 | | | 0 | 50,000 |
| 個人賛助会員受取会費 | | | | | | | 20,000 | | 20,000 | | | 0 | 20,000 |
| 団体賛助会員受取会費 | | | | | | | 0 | | 0 | | | 0 | 0 |
| 2 受取寄付金 | | | | | | | | | | | | | |
| 受取寄付金 | | | | | | | 300,000 | | 300,000 | | | 0 | 300,000 |
| 3 受取助成金等 | | | | | | | | | | | | | |
| 共生住宅推進事業 | | | 4,500,000 | | | | | | 4,500,000 | | | 0 | 4,500,000 |
| 鹿児島県委託費 | | 2,500,000 | | | | | | | 2,500,000 | | | 0 | 2,500,000 |
| 鹿児島市委託費 | | | | | | | | 2,500,000 | | 255,200 | | 255,200 | 2,755,200 |
| 助成金 | | | | | 221,945 | | | | 221,945 | | | 0 | 221,945 |
| 居住支援NW委託費 | 5,000,000 | | | 2,986,000 | | 600,000 | | | 8,586,000 | | | 0 | 8,586,000 |
| 4 事業収益 | | | | | | | | | | | | | |
| 住まい確保事業収益 | 2,500,000 | | | | | | | | 2,500,000 | | | 0 | 2,500,000 |
| 障害福祉S事業収益 | | | | | | | | | 0 | 37,300,000 | 720,000 | 38,020,000 | 38,020,000 |
| 5 その他の収益 | | | | | | | | | | | | | |
| 雑収入 | 1,000,000 | | | | | | 300,000 | | 1,300,000 | 50,000 | | 50,000 | 1,350,000 |
| 経常収益計 | 8,500,000 | 2,500,000 | 4,500,000 | 2,986,000 | 221,945 | 590,576 | 2,500,000 | 770,000 | 22,577,945 | 37,605,200 | 720,000 | 38,325,200 | 60,903,145 |
| II 経常費用 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 事業費 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | | | | | | | | | |
| 給料手当 | 4,500,000 | 2,000,000 | 3,000,000 | | | | 2,000,000 | | 11,500,000 | 12,500,000 | 350,000 | 12,850,000 | 24,350,000 |
| 人件費計 | 4,500,000 | 2,000,000 | 3,000,000 | 0 | 0 | 0 | 2,000,000 | 0 | 11,500,000 | 12,500,000 | 350,000 | 12,850,000 | 24,350,000 |
| (2) その他の経費 | | | | | | | | | | | | | |
| 旅費交通費 | 50,000 | | 100,000 | | | | | 5,000 | 155,000 | | 5,000 | 5,000 | 160,000 |
| 通信費 | 30,000 | | | | | | | | 30,000 | | | 0 | 30,000 |
| 消耗品費 | 140,000 | | 30,000 | 56,000 | 2,847 | 186,636 | 100,000 | | 515,483 | | 150,000 | 150,000 | 665,483 |
| 租税公課 | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| 撤去委託料 | 100,000 | | | | | | | | 100,000 | | | 0 | 100,000 |
| 支払手数料 | 10,000 | | 20,000 | | | 1,760 | | 5,000 | 36,760 | | | 0 | 36,760 |
| 滞納金立替 | 100,000 | | | | | | | | 100,000 | | | 0 | 100,000 |
| 原状回復費 | 200,000 | | | | | | | | 200,000 | | | 0 | 200,000 |
| 謝金 | | 500,000 | | 1,230,000 | 130,000 | 88,500 | | | 1,948,500 | | | 0 | 1,948,500 |
| 備品 | | | | 200,000 | | | | | 200,000 | | | 0 | 200,000 |
| 印刷製本費 | 30,000 | | 50,000 | 100,000 | 3,298 | | | | 183,298 | | | 0 | 183,298 |
| 会議費 | | | | | | | 70,000 | | 70,000 | | | 0 | 70,000 |
| 借料損料 | 120,000 | | | 1,220,000 | 85,800 | | 132,000 | | 1,557,800 | | 64,000 | 64,000 | 1,621,800 |
| 地代家賃 | 500,000 | | 580,000 | | | 299,400 | | | 1,379,400 | | | 0 | 1,379,400 |
| 水光熱費 | | | | 180,000 | | | | | 180,000 | | | 0 | 180,000 |
| 車両費 | | | | | | | 150,000 | | 150,000 | | 75,000 | 75,000 | 225,000 |
| 委託費 | | | | | | | | | 0 | 18,500,000 | 50,000 | 18,550,000 | 18,550,000 |
| 保険料 | | | | | | 14,280 | 84,428 | | 98,708 | | 21,106 | 21,106 | 119,814 |
| その他費用計 | 1,280,000 | 500,000 | 780,000 | 2,986,000 | 221,945 | 590,576 | 536,428 | 10,000 | 6,806,241 | 18,500,000 | 365,106 | 18,865,106 | 25,770,055 |
| 事業費計 | 5,780,000 | 2,500,000 | 3,780,000 | 2,986,000 | 221,945 | 590,576 | 2,536,428 | 10,000 | 18,306,241 | 31,000,000 | 715,106 | 31,715,106 | 50,120,055 |
| 2 管理費 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 人件費 | | | | | | | | | | | | | |
| 給料手当 | 500,000 | | | | | | | | 500,000 | | | 0 | 500,000 |
| 人件費計 | 500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 500,000 | 0 | 0 | 0 | 500,000 |
| (2) その他の経費 | | | | | | | | | | | | | |
| 旅費交通費 | 50,000 | | | | | | | 5,000 | 55,000 | 250,000 | | 250,000 | 305,000 |
| 通信費 | 60,000 | | | | | | 300,000 | | 360,000 | 400,000 | | 400,000 | 760,000 |
| 消耗品費 | 120,000 | | | | | | 400,000 | | 520,000 | 100,000 | | 100,000 | 620,000 |
| 事務局費 | 500,000 | | | | | | 400,000 | | 900,000 | 100,000 | | 100,000 | 1,000,000 |
| 地代家賃 | | | | | | | | | 0 | 1,800,000 | | 1,800,000 | 1,800,000 |
| 支払報酬 | 120,000 | | | | | | 30,000 | | 150,000 | 470,000 | | 470,000 | 620,000 |
| 交際費 | | | | | | | | | 0 | 150,000 | | 150,000 | 150,000 |
| リース料 | 200,000 | | | | | | 100,000 | | 300,000 | 1,100,000 | | 1,100,000 | 1,400,000 |
| 保険料 | 30,000 | | | | | | 5,000 | | 35,000 | 2,000,000 | | 2,000,000 | 2,035,000 |
| 減価償却 | | | | | | | | | 0 | 105,000 | | 105,000 | 105,000 |
| 雑費 | 20,000 | | | | | | 100,000 | | 120,000 | 80,000 | | 80,000 | 200,000 |
| その他費用計 | 1,100,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,340,000 | 2,440,000 | 6,555,000 | 0 | 6,555,000 | 8,995,000 |
| 管理費計 | 1,600,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,340,000 | 2,940,000 | 6,555,000 | 0 | 6,555,000 | 9,495,000 |
| 経常費用計 | 7,380,000 | 2,500,000 | 3,780,000 | 2,986,000 | 221,945 | 590,576 | 2,536,428 | 1,350,000 | 21,246,241 | 37,555,000 | 715,106 | 38,270,106 | 59,615,055 |
| 当期経常増減額 | 1,120,000 | 0 | 720,000 | 0 | 0 | 0 | -36,428 | -580,000 | 1,331,704 | 50,200 | 4,894 | 55,094 | 1,288,090 |
| III 経常外収益 | | | | | | | | | | | | | |
| 受取利息 | | | | | | | | 1 | 26 | | | 0 | 27 |
| 雑益 | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 26 | 0 | 0 | 0 | 27 |
| IV 経常外費用 | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息 | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 税引前当期正味財産増減額 | 1,120,000 | 0 | 720,000 | 0 | 0 | 0 | -36,427 | -579,974 | 1,223,599 | 50,200 | 4,894 | 55,094 | 1,278,693 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| 当期正味財産増減額 | 1,120,000 | 0 | 720,000 | 0 | 0 | 0 | -36,427 | -579,974 | 1,223,599 | 50,200 | 4,894 | 55,094 | 1,288,117 |
| 前期繰越正味財産額 | | | | | | | 427,745 | 5,222,716 | 5,650,461 | 6,774,201 | -11,440 | 6,762,761 | 12,413,222 |
| 次期繰越正味財産額 | 1,120,000 | 0 | 720,000 | 0 | 0 | 0 | 391,318 | 4,642,742 | 6,874,060 | 6,824,401 | -6,546 | 6,817,855 | 13,691,915 |

第5号議案 資産の総額の確認に関する件

令和3年3月31日現在の本法人の資産の総額は、金12,413,222円である旨確認する。

〔提案理由〕

資産の総額については、毎事業年度終了後決算に基づいて総会での確認が必要であるため。

理 事

理 事（理事長） 芝田 淳
理 事 鶴田 啓洋
理 事 西田 鉄心
理 事 新川 昇一郎
理 事 山下 泰彦
理 事 竹中 寛子
監 事 廣野 千佳
監 事 町 かおり

苦情・不服審査会審査委員

審査委員 安田 雅朗
審査委員 岡田 洋一
審査委員 高橋 信行

顧 問

顧 問 霧 真一郎
顧 問 尾辻 伸朗

利用決定委員会委員

第1合議体

| | |
|-----|--------|
| 委員長 | 江之口 博行 |
| 委員 | 芝田 淳 |
| 委員 | 上ノ堀 知美 |
| 委員 | 西 真人 |

第2合議体

| | |
|-----|--------|
| 委員長 | 上江川 直子 |
| 委員 | 定岡 雅文 |
| 委員 | 溝内 義剛 |
| 委員 | 山下 泰彦 |

第3合議体

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 福留 弘 |
| 委員 | 鶴田 啓洋 |
| 委員 | 馬頭 忠治 |
| 委員 | 森迫 直子 |

第4合議体

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 林 千代子 |
| 委員 | 竹中 寛子 |
| 委員 | 諏訪 洋一 |
| 委員 | 染河 敏幸 |

第5合議体

| | |
|-----|--------|
| 委員長 | 堀之内 洋一 |
| 委員 | 有山 さつき |
| 委員 | 新川 昇一郎 |
| 委員 | 坂東島 梨香 |

第6合議体

| | |
|-----|--------|
| 委員長 | 坂口 松平 |
| 委員 | 木下 精子 |
| 委員 | 中窪 ゆたか |
| 委員 | 西田 鉄心 |

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

会員名簿

令和3年5月31日現在

| 会員名簿 | | |
|------|----|----------|
| 会員区分 | 区分 | 名前 |
| 正会員 | 個人 | 梅垣 晃一 |
| 正会員 | 個人 | 江之口 博行 |
| 脱会 | 個人 | 大坪 正博 |
| 正会員 | 個人 | 尾辻 伸朗 |
| 正会員 | 団体 | 医療法人 常清会 |
| 正会員 | 個人 | 加藤 久佳 |
| 正会員 | 個人 | 北川 容子 |
| 正会員 | 個人 | 久留須 直也 |
| 正会員 | 個人 | 笹川 純子 |
| 正会員 | 個人 | 芝田 淳 |
| 正会員 | 個人 | 立山 裕子 |
| 正会員 | 個人 | 鶴 真一郎 |
| 正会員 | 個人 | 水流 源彦 |
| 正会員 | 個人 | 鶴田 啓洋 |
| 正会員 | 個人 | 林 千代子 |
| 正会員 | 個人 | 馬頭 忠治 |
| 正会員 | 個人 | 藤原 奈美 |
| 正会員 | 個人 | 堀之内 洋一 |
| 正会員 | 個人 | 村山 ひろみ |
| 正会員 | 個人 | 廣野 千佳 |
| 正会員 | 団体 | 吉野病院 |
| 正会員 | 個人 | 町 かおり |
| 賛助会員 | 個人 | 児玉 敦雄 |
| 正会員 | 個人 | 葉棚 宏栄 |
| 正会員 | 個人 | 山川 伯明 |
| 正会員 | 個人 | 上江川 直子 |

会員名簿

| 会員区分 | 区分 | 名前 |
|------|----|---------------|
| 正会員 | 個人 | 山本 豪太 |
| 正会員 | 個人 | 西田 鉄心 |
| 賛助会員 | 個人 | 小蓬原 千津留 |
| 賛助会員 | 個人 | 堀田 哲一郎 |
| 正会員 | 個人 | 天羽 浩一 |
| 正会員 | 個人 | 小松尾 ひで子 |
| 正会員 | 団体 | 大口病院 |
| 脱会 | 個人 | 小松尾 和子 |
| 賛助会員 | 個人 | 坂上 昌子 |
| 脱会 | 個人 | 酒匂 裕己 |
| 賛助会員 | 個人 | 宗前 五洋 |
| 賛助会員 | 個人 | 園田 純信 |
| 脱会 | 個人 | 嵩原 裕子 |
| 脱会 | 個人 | 田畑 覚 |
| 脱会 | 個人 | 田畑 正明 |
| 賛助会員 | 個人 | 野口 英一郎 |
| 賛助会員 | 個人 | 福迫 剛 |
| 賛助会員 | 個人 | 福元 健祐 |
| 賛助会員 | 個人 | 満園 茂樹 |
| 脱会 | 個人 | 皆吉 英子 |
| 脱会 | 個人 | 森元 順子 |
| 脱会 | 個人 | 山口 猛夫 |
| 賛助会員 | 個人 | 藤崎 英子(住宅サービス) |
| 脱会 | 団体 | 鹿児島県精神福祉推進連合会 |
| 賛助会員 | 個人 | 白澤 珠理 |
| 脱会 | 個人 | 永濱 たか子 |
| 正会員 | 個人 | 木下 精子 |
| 転居不明 | 個人 | 友野 さくら |
| 賛助会員 | 個人 | 西 さえみ |
| 正会員 | 個人 | 直井 圭介 |
| 正会員 | 個人 | 染河 敏幸 |

| 会員名簿 | | |
|------|----|-----------------|
| 会員区分 | 区分 | 名前 |
| 正会員 | 個人 | 定岡 雅文 |
| 脱会 | 個人 | 加藤 裕子 |
| 賛助会員 | 個人 | 小川 美沙子 |
| 正会員 | 個人 | 川路 太雅 |
| 脱会 | 個人 | 武田 瑞代 |
| 正会員 | 個人 | 諏訪 洋一 |
| 正会員 | 個人 | 新川 昇一郎 |
| 正会員 | 個人 | 後野 剛 |
| 脱会 | 個人 | 堤 由美子 |
| 正会員 | 団体 | 株式会社アパートナー鹿児島支店 |
| 賛助会員 | 団体 | 医療法人共助会三州脇田丘病院 |
| 正会員 | 個人 | 藺田 貴充 |
| 正会員 | 個人 | 石黒 浩二 |
| 脱会 | 団体 | HR 株式会社 |
| 脱会 | 個人 | 東苑 一磨 |
| 正会員 | 個人 | 坂口 松平 |
| 賛助会員 | 個人 | 宮下 貴浩 |
| 正会員 | 個人 | 上野 牧門 |
| 正会員 | 個人 | 鱒坂 公子 |
| 賛助会員 | 団体 | 大丸商事有限会社 |
| 正会員 | 個人 | 榊 登 |
| 賛助会員 | 個人 | 神谷 直子 |
| 正会員 | 個人 | 横山 了有子 |
| 賛助会員 | 個人 | 平野 康司 |
| 正会員 | 個人 | 宇都宮 孝久 |
| 正会員 | 個人 | 紺屋 遥輝 |
| 正会員 | 団体 | 社会福祉法人 落穂会 |
| 賛助会員 | 個人 | 瀬戸 司 |
| 正会員 | 個人 | 竹中 寛子 |
| 正会員 | 個人 | 野村 マリ |
| 正会員 | 個人 | 岩切 陽美 |

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鹿児島において、障がい・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々（以下、利用者）に対し、連帯保証提供事業、連帯保証人提供事業等の住まいの確保に関する支援事業及び福祉サービス事業を行い、利用者が社会的に孤立することなく豊かな人間関係とつながりを保ちながら、地域で安心して暮らせるよう支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動

(事業)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の

(1) 乃至 (3) の事業を、その他の事業として (4) の事業を行う。

- (1) 住まいの確保に関する支援事業
 - ①利用者が締結する賃貸借契約において連帯保証人となる事業
 - ②利用者が締結する賃貸借契約において連帯保証人を提供する事業
 - ③利用者の賃貸住宅への入居を支援する事業
 - ④利用者の社会生活を支援する事業

- ⑤利用者相互の交流事業
- (2) 相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営
- (3) 社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者福祉に関する普及啓発事業
 - ①ホームページの開設
 - ②社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者福祉に関する研修、講演会等の開催
 - ③社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者福祉を目的とする関係機関との連携および連絡会議
 - ④会員、市民に対する啓発・研修事業
- (4) その他の事業
 - ①物品販売事業
 - ②出版事業
 - ③福祉に関する研究事業

2 前項第4号に掲げる事業は、同項第1号から同項第3号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は同項第1号から同項第3号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が理事の中からあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事業
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経て選出された特定非営利活動法人、公益法人又は社会福祉法人に寄付するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 芝田 淳

理事 久留須 直也

理事 鶴田 啓洋

監事 山口 千佳

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年7月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | | | |
|-----|------|----|---------|
| 年会費 | 正会員 | 個人 | 5,000円 |
| | | 団体 | 15,000円 |
| | 賛助会員 | 個人 | 2,000円 |
| | | 団体 | 10,000円 |

7 設立に先立ち、特定非営利法人やどかりサポート鹿児島設立準備会に対して、前項と同額の会費を支払った正会員又は賛助会員に対しては、設立当初年度の年会費を免除する。

平成19年8月10日制定

平成20年8月30日変更

平成22年4月10日変更

平成22年8月22日変更

平成24年5月19日変更

平成26年3月19日変更

平成30年6月 2日変更

この定款は、所轄庁の認証の日（平成30年10月21日）から施行する。

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島 地域ふくし連携型連帯保証提供事業(地域ふくし連帯保証) 利用規約

A 総則

(総則)

第1条 当法人の行う地域ふくし連携型連帯保証提供事業（以下、「地域ふくし連帯保証」という）を利用するには、この規約の定めるところによらなければならない。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は次のとおりである。

地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）…当法人が、地域福祉の担い手と連携して、利用者の連帯保証を行う事業

利用者 …地域ふくし連帯保証を利用する者

支援 …利用者が地域ふくし連帯保証の利用を開始した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で、安心して社会生活が営めるよう援助する活動

支援者 …当法人以外であって、利用者に対して支援を行う者（法人又は団体を含む）

支援者代表 …支援者の中で、特に代表として、利用者に対して支援を行う者

支援依頼 …当法人が、支援者に対して行なう、支援に関する依頼

目的物件 …利用者が地域ふくし連帯保証を利用して賃借する賃貸借物件

提供連帯保証人 …地域ふくし連帯保証により当法人が紹介提供した連帯保証人

B 地域ふくし連帯保証利用の要件

(利用者の要件)

第3条 利用者は、次のいずれかに該当するものであって、賃貸住宅入居の際に必要とされる連帯保証人を確保するにつき、当法人の援助を必要とするものであることを要する。

- (1) ホームレス生活者
- (2) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- (3) DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- (4) 高齢者
- (5) 低額所得者
- (6) 被災者
- (7) 子ども（高校生相当以下）を養育している者
- (8) 外国人
- (9) 中国残留邦人
- (10) 児童虐待を受けた者

- (1 1) ハンセン病療養所入所者
- (1 2) 北朝鮮拉致被害者
- (1 3) 犯罪被害者
- (1 4) 生活困窮者
- (1 5) 更生保護対象者
- (1 6) 東日本大震災による被災者
- (1 7) 妊婦のいる世帯
- (1 8) 海外からの引揚者
- (1 9) 新婚世帯（配偶者を得て5年以内の世帯）
- (2 0) 原子爆弾被爆者
- (2 1) 戦傷病者
- (2 2) 児童養護施設退所者
- (2 3) L G B T（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）
- (2 4) U I J ターンによる転入者
- (2 5) 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

（支援者の必置）

第4条 地域ふくし連帯保証は、利用者について支援者がいなければ利用することができない。ただし、真にやむを得ないと認められる場合及び当法人が直接に支援することが適当であると認められる場合はその限りでない。

（支援者の要件）

第5条 支援者は次のすべての要件を満たすものであることを要する。

- (1) 社会の一般常識に照らして、社会的信用を有するものであること。
- (2) 利用者に対して継続的な支援を行うことのできるものであること。
- (3) 利用者が抱える困難についての見識を有し、利用者の社会生活を支援する技能と経験を有するものであること。
- (4) 利用者との間に、一定の信頼関係があり、利用者が支援者から継続的支援を受けることを希望していること。
- (5) 支援にあたって、当法人からの支援依頼に応じることができること。
- (6) 支援にあたって、当法人と協力することができること。

（地域の要件）

第6条 地域ふくし連帯保証を利用できるのは、鹿児島県内とする。

（地域ふくし連帯保証を利用できない場合）

第7条 地域ふくし連帯保証は、次の場合、原則として、利用することができない。ただし、利用決定委員会の決定により認められた場合はこの限りではない。

- (1) 目的物件の1ヶ月あたりの家賃の額が次の金額を超える場合

一人世帯 60,000円

二人世帯 80,000円

三人以上の世帯 100,000円

- (2) 目的物件につき利用者が賃貸人に差入れる敷金の額が家賃の2か月分を下回る場合
ただし、第10条の規定に基づき、当法人に必要な金額を預託する場合を除く
- (3) 賃貸人もしくは利用者が目的物件について当法人の指定する保険または当法人への認める保険に加入しない場合
- (4) 一般の賃貸借に比べて、連帯保証人の負う責務が不相応に重いと認められる場合
- (5) 入居後にトラブルが発生する可能性が高いと認められる場合
- (6) 地域ふくし連帯保証を利用する必要性がないと認められる場合
- (7) その他、地域ふくし連帯保証を利用することが、不相当であると認められる場合

C 地域ふくし連帯保証開始の手続

(申込み)

第8条 利用者は、地域ふくし連帯保証を利用するにあたり、当法人に対して、当法人の定める方式により、申込みをしなければならない。

(利用料)

第9条 利用者は、地域ふくし連帯保証を利用の申込みにあたって、当法人に対して、次に定める利用料を支払わなければならない。ただし、当法人は、利用料の支払いを一定の時期まで猶予することができる。

金20,000円

- 2 利用者は、地域ふくし連帯保証を利用するための手続きのために当法人が負担する実費を支払わなければならない。
- 3 利用者の事情等、当法人の責に帰さない事情により、利用者が、地域ふくし連帯保証の開始前に、地域ふくし連帯保証を利用しないこととなった場合、当法人は、利用料を返還しない。ただし、当法人は、利用者の事情を勘案し、利用料の全部又は一部を返還することができる。
- 4 利用者の事情等、当法人の責に帰さない事情により、利用者が、地域ふくし連帯保証の利用期間中に、地域ふくし連帯保証を利用しなくなった場合、当法人は、利用料は返還しない。ただし、当法人は、利用者の事情を勘案し、利用料の全部又は一部を返還することができる。
- 5 当法人は、利用者の経済的状況、利用の経緯等を勘案し、理事会の決議により利用料を減免することができる。

(預り金)

第10条 目的物件においてペットを飼育する場合、目的物件につき利用者が賃貸人に差入れる敷金の額が家賃の2か月分を下回る場合、畳の数が敷金と比較して多い等により将来の原状回復費用が敷金を上回る蓋然性が高い場合及びその他特別の事情がある場合においては、当法人は利用者に対して預り金を預託するよう求めることができる。

(支援計画)

第11条 利用者が地域ふくし連帯保証を利用するにあたり、支援代表者は支援計画を策定し、当法人に対して、当法人の定める方式により、支援計画書を提出しなければならない。

(利用決定委員会)

第12条 利用者が、地域ふくし連帯保証の利用を申し込んだ場合には、当法人は、利用決定委員会において、利用の要件等につき、調査・検討する。

(面談)

第13条 利用者及び支援代表者は、利用の要件等の調査・検討にあたって、原則として、当法人の職員または利用決定委員と面談を行わなければならない。

- 2 前項の面談は、原則として、当法人の事務所において行う。ただし、やむを得ない理由がある場合には、利用者及び支援者の希望する場所で面談を行うことができるが、その場合、利用者は、別に定める規程に基づき旅費及び日当を支払わなければならない。

(利用決定委員会の委員・決議等)

第14条 利用決定委員会の委員は、理事及び理事会の任免するものにより構成する。

- 2 利用決定委員会の委員長は、理事長とする。
- 3 利用決定委員会の決議は、委員全員の過半数をもって決する。ただし、委員会の決定をもって、委員5名以上に決議を委嘱することができる。
- 4 利用決定委員会の決議は、会議によらず、書面による決議等、適当と認める方法によって行うことができる。
- 5 利用決定委員会の委員の任期は2年以内とする。
- 6 利用決定委員会の委員の報酬は無報酬とする。

(認可・不認可の決定)

第15条 利用者が、連帯保証事業の利用を申し込んだ場合には、当法人は、申込み、面談及び当法人の求める諸書類の提出から21日以内に、利用決定委員会の決議を経て、利用者に対して、利用の認可又は不認可の決定を通知しなければならない。

- 2 やむを得ない理由がある場合には、当法人は、前項の期間を延長することができる。その場合には、利用者に対して、当法人は、前項の期間を延長する旨及びその理由を通知しなければならない。

(不認可の場合の理由)

第16条 当法人は、不認可の決定を通知する場合には、利用者に対して、不認可の旨及びその理由を通知しなければならない。

(支援依頼)

第17条 当法人は、認可の決定を通知する場合には、同時に又は決定後速やかに、支援者に対して、支援依頼を行う。

2 当法人が、支援依頼を行なうにあたっては、利用者及び支援者の意見を聴かなければならない。

D 地域ふくし連帯保証の実施

(利用期間)

第18条 地域ふくし連帯保証の利用期間は2年とする。ただし、賃貸借契約の期間がこれより短い場合には、その期間とする。

2 利用者が、目的物件を退去した場合、利用期間は満了したものとみなす。

(利用者の遵守事項)

第19条 利用者は、地域ふくし連帯保証の期間中、次の各事項を遵守するよう努めなければならない。

(1) 当法人及び支後者の支援に対し誠実に対応すること

(2) 次の①乃至⑤に掲げる事項に変更があった場合及び⑥乃至⑨に掲げる事実が生じた場合には、当法人に対して報告すること

① 氏名

② 同居家族

③ 勤務先

④ 家賃、共益費その他賃貸人に対して支払うべきものの額（以下、「家賃等」という）

⑤ 収入（ただし、軽微な変動は報告を要しない）

⑥ 生活保護受給の開始・廃止

⑦ 年金受給の開始・廃止

⑧ 入院・入所した場合

⑨ 支援者からの支援を受けられなくなる事情が生じた場合

(3) 家賃等の滞納、目的物件の破損等、連帯保証人の責務が生じる事情が生じたときは、ただちに、当法人に対して報告すること

(4) 当法人又は支援者が面会又は連絡を求めた場合には、いつでも、面会又は連絡すること

(5) 当法人又は支援者が求めた場合には、いつでも、目的物件への立ち入りを認めること

(6) 当法人又は支援者が求めた場合には、いつでも、財産状況及び収入を開示すること

(7) 障害者福祉サービスの利用を中断する等により、支援者の支援を受けなくなった場合には、直ちに、当法人に対して報告すること

(支援者をおかない場合の利用者の遵守事項)

第20条 第4条但書きの規定により支援者をおかない場合には、利用者は、地域ふくし連帯保証の期間中、当法人の指定する頻度で、当法人の指定する方法により、当法人に対して、家賃等の滞納の有無、生活の状況等について連絡を行うよう努めなければならない

(支援者の遵守事項)

第21条 支援者は、地域ふくし連帯保証の期間中、次の各事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 支援依頼に応じ、これに協力すること
- (2) 支援依頼のほか、当法人からの支援に関する依頼に対して、協力すること
- (3) 利用者について、第19条(2)①乃至⑤に掲げる事項に変更があったことを知った場合、⑥乃至⑨に掲げる事実が生じたことを知った場合には、当法人に対して報告すること
- (4) 家賃等の滞納、目的物件の破損、利用者の失踪等、連帯保証人の責務が生じる事情を知ったときは、ただちに、当法人に対して報告すること
- (5) 次の①乃至③に掲げる事項に変更があった場合には、当法人に対して報告すること
 - ① 利用者に対する支援を継続できない事情が生じた場合
 - ② 利用者に対する支援の継続に困難が生じた場合
 - ③ 担当者を変更した場合
- (6) 支援依頼により定めた頻度により、当法人に対して、当法人の定める方式により、支援の経過について報告すること
- (7) 当法人が求めた場合には、いつでも、当法人に対して、支援の経過について報告すること
- (8) 当法人が求めた場合には、いつでも、利用者と、面会又はこれに代わる方法で連絡を取ること
- (9) 自らが利用者に対する支援を継続できなくなった場合、代わりとなる支援者を確保するよう努めること

E 地域ふくし連帯保証の更新

(更新)

第22条 第18条に定める地域ふくし連帯保証の期間が経過した場合、当法人と利用者はこれを更新することができる。

- 2 利用者の転居する場合において、引き続き、地域ふくし連帯保証の利用を希望する場合、更新を要する。

(更新の要件)

第23条 更新の要件は、利用の要件に準ずる。(利用者の要件、支援者の必置、支援者の要件、地域の要件、地域ふくし連帯保証を利用できない場合)

(更新の手続)

第24条 地域ふくし連帯保証の更新を希望する利用者は、期間経過の1ヶ月前までに、当法人に対して、当法人の定める方式により、更新の申込みをしなければならない。

- 2 更新の手続は、開始の手続に準じる。(申込み、利用料、預り金、支援計画、利用決定委員会、面談、利用決定委員会の委員・決議等、認可・不認可の決定、不認可の場合の理由、支援依頼)

F 地域ふくし連帯保証の終了

(地域ふくし連帯保証の終了)

第25条 地域ふくし連帯保証は次の場合に終了する

- (1) 利用者から更新の申し込みがないまま、期間を経過した場合。
 - (2) 賃貸人と当法人による契約の合意解除。ただし、利用者の意思に反しない場合に限る。
 - (3) 利用者が、虚偽の申請を行う、第19条の遵守事項に違反する等、著しく信頼関係を崩壊する行為に及び、地域ふくし連帯保証を継続しがたい場合。
 - (4) 利用者が、利用料を支払わない場合
 - (5) 利用者の死亡
 - (6) 当法人の消滅
- ただし、この場合、当法人は利用者が賃貸借契約を継続できるよう適切な措置を講じなければならない。

G 求償権の行使

(求償権の行使)

第26条 当法人が、地域ふくし連帯保証により、利用者に対して求償権を得た場合には、原則としてこれを行行使する。

(支援者の協力)

第27条 支援者は、当法人が利用者に対して求償権を行行使する場合、これに協力するよう努める。地域ふくし連帯保証が終了した後においても同様とする。

(猶予・免除)

第28条 利用者又は支援者の申出により、当法人は理事会の決定を経て、利用者に対し求償債務の支払いを猶予又は免除することができる。

- 2 猶予の期間は1年以内とし、猶予の回数は2回までとする。

H 地域ふくし連帯保証の方法

(地域ふくし連帯保証の方法)

第29条 地域ふくし連帯保証は、当法人が直接利用者の連帯保証を行なう方法又は当法人が提供連帯保証人を紹介提供する方法のいずれかの方法によって行う。

(提供連帯保証人の特則)

第30条 当法人は、提供連帯保証人が賃貸人より連帯保証債務の履行を求められた場合、提供連帯保証人に代わって、賃貸人に対して、当該債務を履行する。

- 2 利用者は、当法人が提供連帯保証人に代わって連帯保証債務を履行することにより、当法人が利用者に対して求償権を得ることに同意しなければならない。
- 3 提供連帯保証人が地域ふくし連帯保証の期間中に死亡した場合、その他の事情により利用者が賃貸人より新たに連帯保証人の提供を求められた場合、当法人は、新たに提供連帯保証人を提

供する。

I 苦情の解決

(苦情の解決)

第31条 利用者は、当法人に対する利用の申込に対する決定、更新の申込等に対する決定、支援に関する処遇等について、苦情又は不服が有る場合、特定非営利活動法人NPO法人やどかりサポート鹿児島苦情解決に関する規程に基づき、苦情受付担当者または苦情・不服審査会に対して苦情を申し立てることができる。

J その他

(変更)

第32条 本規約の変更は理事会の決議をもって行う。

- 2 本規約を変更した場合、理事長は、変更後最初に開かれる総会において、変更の内容と変更の理由を報告しなければならない。

(生活保護利用者の場合の特例)

第33条 利用者が生活保護を利用している場合であって、利用開始時において第9条に定める利用料を住宅扶助の中から支弁することができない場合、次のとおりの特例を用いることができる。

- (1) 第9条に定める利用開始時の利用料を金10,000円とする。
- (2) 第18条に定める利用期間を、利用開始時の1回のみ1年とする。(最初のみ1年、その後はその他の場合と同様に2年)

附 則

本利用規約は平成19年9月9日より施行する

平成19年10月7日一部改正

平成20年5月18日一部改正

平成21年4月21日一部改正

平成26年6月18日一部改正

平成29年10月30日一部改正

平成31年4月17日一部改正

令和3年1月21日一部改正

(別紙)

旅費及び日当に関する規程

第1条 次の場合には、利用者は当法人に対して、旅費及び日当を支払わなければならない。

- ① 当法人の事務所で行うことを原則としている面談等を利用者の希望により事務所以外で行う場合
- ② 利用者の責に帰する事由により、当法人の事務所以外で利用者又は支援者と面接する必要がある場合
- ③ 利用者の責に帰する事由により、目的物件所在地等を訪問する必要がある場合

第2条 旅費は次に掲げる代金等の合計とする。

- ① 自動車を使用する場合は、当法人の事務所から目的地までの往復の自動車走行距離につき1キロあたり35円のガソリン代金
- ② フェリーを使用する場合は、往復の小型乗用車運送運賃及び大人1名の渡航運賃
- ③ 公共交通機関（新幹線及び飛行機を含む）を利用する場合は、当法人の事務所から目的地までの往復の運賃

第3条 日当は次のとおりとする。

- ① 当法人の事務所を出発し、面談等の目的を果たし、当法人の事務所に帰着するまでに要する合理的な時間に対して、1時間あたり960円。ただし10分未満の時間は切り捨てる。
- ② 前項の金額が5000円を超える場合、日当は一日当たり5000円を上限とする。

附則

本旅費徴収規約は平成19年10月7日より施行する

平成31年4月17日一部改正

やどかり住まい安心システム「すまほっと」

〔 賃貸借契約の解除に関する停止条件付委任契約及び停止条件付贈与契約
死後の賃貸借契約の解除に関する委任契約及び死因贈与契約 〕

年 月 日

甲：鹿児島市下荒田4丁目30番5号プレジデント下荒田403号
特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島
代表理事 芝田 淳

印

乙：氏 名

印

【前提】

乙は、今般（現在）、甲の提供する「地域ふくし連帯保証」を利用して、賃貸住宅に入居します（しています）（当該物件を本件物件という）。

ところで、乙は、本件物件を退去することになった場合や自身が死亡した場合において、その後も処置を行う身寄りのものがおらず、今後のことを不安に感じています。そこで、乙が本件物件を退去することになった場合や死亡した場合に備えて、本契約を締結します。

乙は、本契約を行うことが、乙自らにとっての安心につながるものであるとともに、貸す側である賃借人や連帯保証人である甲にとっても安心につながるものであるとの説明を受け、これを理解しました。

【賃貸借契約の解除に関する停止条件付委任契約及び停止条件付贈与契約】

1. 乙は、乙が甲の提供する連帯保証を利用し居住している本件建物について、甲に無断で1カ月以上留守にしないことを約束します。ただし、入院など特別な事情がある場合を除きます。
2. 乙は、乙が甲に連絡することなく2カ月以上にわたって本件建物を留守にし、甲からみて乙に連絡を取ることができない状態になった場合には、本件建物の賃貸借契約を解除する権限を甲に付与するとともに、本件建物内に存する動産類の一切（金銭、預金通帳、有価証券等を除く）を甲に贈与し、甲はこれを受贈します。

【死後の賃貸借契約の解除に関する委任契約及び死因贈与契約】

1. 乙が死亡した場合、乙は、甲に対して、本件建物の賃貸借契約を解除する権限を甲に付与します。
2. 乙が死亡した場合、乙は、甲に対して、本件建物内に存する動産類の一切（金銭、預金通帳、有価証券等を除く）を甲に死因贈与し、甲はこれを受贈します。
3. 本契約締結後、乙がNPO法人つながる鹿児島など他の者と、死後事務委任契約を締結した場合、前項及び前々項の死後の賃貸借契約の解除に関する委任契約及び死因贈与契約は解除されるものとします。

※なお、乙は、次のことを理解したうえで、本契約を締結するものです

1. 本来、2カ月程度留守にしたことのみをもって賃貸借契約は解除されるものではないところ、本契約では、2カ月以上留守にした場合、賃貸借契約が解除されうるものとされており、乙にとって不利なものであること。
2. 本来、賃借権は相続人に相続される権利であるところ、本契約では、乙の死亡により賃貸借契約を終了させるよう甲に委任していること。